

平成27年 第3回定例会

美深町議会議録

平成27年9月14日 開会

平成27年9月17日 閉会

美深町議会

平成27年第3回定例会
美深町議会会議録

第1号 (平成27年9月14日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第44号の提案説明
- 第 7 議案第45号乃至議案第47号の提案説明
- 第 8 議案第48号乃至議案第51号の提案説明
- 第 9 認定第1号乃至認定第7号の提案説明
- 第10 報告第4号 委員会報告（総務住民常任委員会所管事務調査の報告並びに産業教育常任委員会所管事務調査の報告）
- 第11 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	羽野保則君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	小林一仙君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	中江勝規君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	桜木健一君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

事務局長	長谷川 浩君
------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局係長	神野勝彦君
------	--------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますので只今から平成27年第3回美深町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番齊藤君、10番南君の両君を指名します。

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。

初めに、閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動等につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、日本国憲法子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める陳情。1つ、林業・木材産業の成長、産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。1つ、美深厚生病院に係る平成26年度損失金助成等の要請。1つ、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。1つ、所得税法第56条の廃止を求める意見書、採択を求める陳情書。の5件であり、これらは資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率報告書。教育委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成26年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書。代表監査委員から平成27年6月、7月、8月実施の例月出納検査報告書。これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提

出のもの、条例 1 部改正 1 件、規約の変更 3 件、補正予算 4 件、認定 7 件の計 15 件。議会側提出のもの、委員会報告の 1 件です。今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、この定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は長岐議員他 2 名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第 3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 3 会期の決定の件を議題と致します。

お諮り致します。今定例会の会期は本日から 17 日までの 4 日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から 17 日までの 4 日間と決定致しました。

◎ 日程第 4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは美深警察署の統合計画と農作物の状況について行政報告を申し上げます。

まず 1 つ目の美深警察署の統合計画であります。先の新聞報道、7 月 25 日付北海道新聞さらには美深警察署の分署化という報道があったわけであります。このことについては 6 月 11 日、8 月 7 日の 2 回にわたって北海道警察本部及び美深警察署長などのご来町を受け、一定の説明を受けたものでありますので、ここでご報告を申し上げます。北海道警察、道警では署員数 50 人以下の警察署を小規模な署として位置づけており、全道に 69 署あるわけでありますけども、そのうちの 32 署が小規模な署に該当すると、こういうことでございます。この 32 署のうち、近隣の署と比較的近いところにある署など一定の条件を加味して治安維持向上を図ることを目的として美深警察署の他、沼田署、夕張署、三笠署、砂川署の計 5 警察署を隣接する署、これらを本署としてさらに分署化を図りたいと、こういうものでございます。この分署化を進めるにあたっては、これまで本町においては各種期成会などでの要望行ってきたところでありますけども庁舎の老朽化に伴う建て替え

という懸案事項も含まれておりますし、既存庁舎での分庁舎化が可能な沼田、三笠、夕張の3署については平成29年4月から実施をしたいとの意向であります。道警本部の説明では、美深署においては庁舎老朽化による建て替えや、統合先となる予定の名寄署においても老朽化が進んでいる状況にあるため両署の建て替えが必要であると認識しており、両署の建て替えを含め、平成29年4月以降に実施したいという計画のようであります。本町といたしましては、町民の安全・安心の要件には治安維持と言うものが欠かすことができないと認識しておりますし、美深警察署の存在が分署化によって町民に不安材料となるよう説明を受けた際に申し上げたところであります。特に昨今の連続して発生している交通死亡事故もあり警察署の統合は心配される所でありますし、これまで美深警察署が持つ各種許認可権限や交通安全、防犯対策などの住民要望、住民運動などが低下することがあってはならないとこう考えているわけであります。さらに現在進めている地方創生にあって自治体を安定的、持続的に維持するため懸命に地域づくりに取り組んでいるところでありますし、その重要な要素となっている人口が減少することは町にとって非常に痛手であるとこう申し上げているわけであります。しかし一方では、小規模署の署員の勤務状況をはじめ、体制が不十分な状況にありますし、特に夜間における事件、事故等での宿直や市街地のパトロール体制が名寄署を本署とした広域化によって充実され、警察機能の向上を図られる事は一定の理解を示さなければならない。こう考えているわけであります。分署化になっても現状のその機能が維持され、さらには近年、増加傾向にある詐欺被害など新たな事案への対応など分庁舎の機能充実を求めるとともに警察公宅の改築等について要望するなど署員の定住に向けた協議を続けてまいりたいとこう考えているわけであります。

2つ目の農作物の状況について申し上げます。次に農作物の状況でありますけども今年6月から7月中旬にかけての低温などの影響によりまして一部作物に深刻な生育の遅れが生じている所でございますが、7月下旬から8月にかけて気温が高く推移したことにより、まだ遅れはあるものの回復基調となり、収量も全般的に見てほぼ平年作までに近づくものと見込んでいるわけであります。詳しくは別途配布しております参考資料に作物ごとに詳細を記載しておりますのでご覧を頂きたいと思っているわけであります。

以上2件について行政報告をさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の報告にお尋ねの向きがありましたら発言を願います。

別段なければ本件報告済みと致します。

◎ 日程第5 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序に従って行います。発言時間は再質問を含めて30分と致します。これから通告順に従って発言を許します。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私は、今定例会の一般質問において、未来に残す美深町の景観について、町長並びに教育長にその考え方を問うものであります。景観は農村と市街とでは異なった表情を持っています。春先の早朝、農村地区では黒土から立ち上がる濃霧が幻想的な景色を作り、新緑の田畠の季節から牧草ロールに至る営みの景色には特有の美しさがあります。街中の国道沿いにはかつて銀杏並木があり根元の小さな花壇には商店街が季節の花を植えて市街地特有の街並みを作っていました。美深町の景観について考える時、近年の変貌は美深町を取り巻く様々な社会的要因が影響しています。景観づくりは地域振興、活性化、地域づくりといった観点から重要な政策であり、未来への遺産であると考えます。特に美深町と言う名称は「美が深い町」と読まれ、美しい景観づくりを積極的に打ち出すまちづくり計画は恒久的なビジョンだと考えます。

以下について考え方伺います。

1つ目に美深町の景観をどのように認識しているか。2つ目にスキー場の景観整備を進めているが、町民憩の場が教育施設の景観づくりの目的として適切かどうか。また計画期間及び予算規模が大きく、本事業に関わる人員及び組織など整備体制に問題は無いのか。3つ目に隣接する菊丘公園及び周辺施設などスキー場景観整備後の共用・管理・運営にどのようなビジョンを持っているか。4つ目に行政だけでは景観は作れません。美深町に住む人や訪れる人にも美しさ深まる印象的な街であるために「自ら行動する」「もてなす心を持つ」「地域や人とつながる」「楽しんで続ける」という4つの観点から、どういう姿勢を期待するか。5つ目に観光客流入を図ろうとする中で、特に国道市街地の景観づくりにどのような対策を講じているか。6つ目に町内の空き地・空き家について景観保全上の対策は考えているか。

以上が通告の内容です。真摯な回答を頂き、議論を深めていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、長岐議員の方から、未来に残す美深町の景観についてと言うことでご質疑を頂きました。教育委員会等に関わる事項について私の方から先に答弁をさせて頂きたいと思います。2点目で質問を頂きましたスキー場についてでございますけれども、夏の期間は町民の憩の場になるよう景観づくりを進めると言う目的でございまして、それぞれ町が持っている施設をそれぞれ担当するところで一定の整備をし、それか

らまちづくりの目的となるよう整備を進めていくと言う観点で進めているわけでございます。また景観整備に関わる人員や体制などについてでありますけども、今進めさせていただいている景観整備、実はスキー場の機能という部分のそういった部分についても併せて進めさせていただいているところでございまして、排水処理ですとか基盤整備そういった部分については土木的な指揮が必要ですので技術サイドの協力を得ながら現在工事を進めていると言う状況でございます。また、花の植栽等に関わりましては専門的な知識等を有しておりますアドバイザー等との協力を得ながら整備計画を進めてきたところでございますけれども、これまでこれらの計画に基づいて除虫菊を中心に栽培してきておりまして来年度以降本格的な花の栽培に取り掛かっていく予定でございます。ただ、スキー場の状況は決して良い状況ではありません。そういった部分を踏まえながらどのようにしていくのか最終的な花もどうしていくのかということを今、検討を加えながら選定していく段階でございまして専門的な知識を有する方々のご協力をいただきながら進めてまいりたいという風に考えているところでございます。それから整備後の管理等についてのビジョンについてでございますけれども、スキー場の景観整備等が完了した後ですね、菊丘公園や周辺施設との関連性を持たせて多分一体的に管理してはどうかと言う考え方のご質問かなという風に思うわけですけれども現段階で全体を一体的にと言う考え方を持っておりますけども基本的には当面はそれぞれの管理の範疇でやっていくという考え方であります。スキー場から見た眺めというものはやっぱり素晴らしいものがあるという認識を持っておりますし、それから長期的な視点で考えていきますと全体的に連携をした中での体制管理と言いますかそういったこともできれば、さらにその価値といったものが増していくのではないかなと言う風に考えているところでございます。私の方からはこの2点について答弁とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 長岐議員からご質問を頂きました、未来に残す美深町の景観等々についてのご質問でございます。只今、教育長の方から全体6点にわたる質問でありますけれども2点ほど大まかに説明があった。従いまして私の方からは6点のうち4点ほど答弁を申し上げたいという風に思います。まずははじめの美深町の景観の認識についてのお尋ねでございます。議員が言われる通り田園風景、町土の80%以上を占める森林の風景など四季折々に違う姿を見せておりまして豊かな景観であるという風に我が町を認識しているところでございます。長年住み続けるとこれらの景観が当たり前になってきており気がつくことがだんだん少なくなるところもありますけれども町外からの

来訪者など素晴らしい景観であるとこういう風に言っていただいておりまして美深町の大変な資源であると、こういう事を改めて町民共々に認識を深めて頂けなければならないと認識しております。景観の変貌と言うお話もございました。これは開発が進み自然景観が破壊されていくと言う一面もあるわけでありまして景観づくりに努力をしているという評価かなと。しかし一方ではどういうことを言わんとされているのか計りかねる部分もあるわけでありますけども経済活動や人の暮らしによって自然の景観にもまた景観の1つの要素である街並み等の変化もあるものとこういう風にそれぞれ認識をしているわけであります。次に4点目の質問になりますが景観づくりに対する住民姿勢の期待についてですが住民の行動力、言ってみれば迎える姿勢、地域とのつながりなどについてお尋ねがあるわけであります。景観を作り上げていく上で住民の主体的な行動は大いに期待している所であります。また、もてなす心を持つということも来訪者が良好な気持ちと言いますか良好な景観等々に通ずるひとつの要素であろうとこういう部分についても認識をしているわけであります。さらに地域や人との連携等につきましても景観づくりだけではなく広く経済活動であるとか地域活動の分野など色々な場面での行動に大きな期待を寄せているところでもございます。しかしこの主体的に行動を起こすという事は容易なことではないと思っております。その根底にはやはり自らの生活をしっかりと築いていくと言う継続した安定的な行動が必要になるものではないかなという一面があるわけであります。次に国道市街地の景観づくりについてのご質問も頂いたところでございます。これまで市街地の景観につきましては街並みとして街路樹や花壇の設置、少し古くなっていますけれどもテナントを飾るなどあるいは街灯の建て替えであるとかLED化ですとかこういう部分についても努力をしてまいりました。また同時に冬期間は一時的でありますけれども灯ろうなども作られ住民や通行される方々あるいは来訪される方々の目を楽しませていたいているのではないかと考えているわけであります。最後になりますけども町内の空き地・空き家についての景観保全上の対策でありますけれども先ほども申し上げておりますけども街並みには商店街や住宅が美しく立ち並んでいることが望ましいとこう考えておりますけども現在少子化であるとか人口減少とこういう状況がありまして空き家・空き地は増加しているとこういう状況にあるわけでございます。空き地の状況について申し上げますけれども平成25年度に実施された都市計画基礎調査においては市街地・農地・一軒家を含む未利用地は48ヘクタール増える状況でございます。また空き家については先の第2回定例会で申し上げました通り昨年12月の時点でありますけれども70軒程度と押さえているわけでございます。空き家・空き地いずれも管理は所有者に属するものであり良好な管理をお願いしているところでございます。これまで市街地の空き地対策としては、

ほっとプラザスマイルの建設であるとか、ふれあいステーションの設置により市街地の景観に努めて参ったところでございます。今後空き地・空き家の発生が増加しないことを心から望んでいるわけでありますけれどもそれにしても人口の維持や商工業の担い手が必要であるわけであります。さらに言えば基幹産業の充実によって人口の維持や商工業の振興に大いに期待するものでありますのでこの対策は非常に大事になってくると考えているわけであります。その上で市街地景観の向上を図っていかなければならないと言う基本的な考えに立っているところであります。以上申し上げて長岐議員に対する答弁とさせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 回答頂きました。再質問をする上で確認をしたいことがあります。26年度中、平成27年3月末をもってまとめられた都市計画マスタープランについて基本的な今の答弁でベースとしてお持ちであったかどうか。まずそこについて確認のためにお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的には認識をしながら回答しております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） まず、美深町の景観の認識の部分なのですが町長が考えられている事、教育長も含めて私と大きく変わる事は無いだろうと思います。ただ表現の仕方、とらえ方によってこう思うというところで客観的に交わらない部分があるのかもしれません。私が思う美深町の景観についてなのですがまず1つ目は畑作・稻作・酪農による農業の景観。もう一つが天塩川、美深川、ベンケ仁宇布川、うるべし川など水の景観。3つ目に公共施設や都市機能等の整備による市街地の景観。これがまず美深町の景観を認識する上で都市計画マスタープランにも同じような認識ではあるのですが表現がちょっと違う。ただ、まず誰もが思う農業・水・市街地この3つはあるだろうと思います。そこに欠落しているのが歴史認識なのですよ。美深町の計画全体を考えるときに忘れてならないのは美深町の歴史、文化財の保存を含めたそういう景観です。今の答弁どちらにもその部分が入っていないのですね。都市計画マスタープランがベースですかというふうに聞いたのは都市計画マスタープランにもこの部分が実は浅いかほとんどないかなのですね。美深町の景観を認識する上で4つ目に保存・再現・伝承される歴史遺産の景観だろうと思うのです。その辺町長どうですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全体的には歴史等々も認識しているつもりでありますけれども具

体的に農業だとか水だとか市街地であるとかそういう部分に具体的に1つ1つ取り上げて言われるのだとすればその中で議員がいわれた部分にさらに足すとすれば山林だとか山だとかそういう部分も入ってくるのかなとういう区分けも必要なのかなとそういう大きな面で捉えていかなければならない。全体的に景観と言う場合には山も含めた川も含めた農業そして市街地、言ってみれば美深町全体の抑え、さらには歴史等々についてもいろんな意味で考えていかなければならない。それは議員の言われるとおりだと言う認識をしております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） そこで足したり引いたりと言う意味で今、言ったのではなくて同じ認識としてそういう歴史の部分についても持ちましょうということあります。それがあって除虫菊なのだろうと思うのですよ。その部分が美深町の景観を作っていく上で何のために菊丘なのかというところも含めて除虫菊それから美深町の中に点在している煉瓦の倉庫群含めてそういうところが町の景観として特徴的なものだと言う認識は持っていく必要があるのだろうと思います。実はその質問にあたって下調べをした中で難しいなと思ったところがあったのがその都市計画マスタープランに記載されている文章なのでありますがこの町、美深町の景観をどう認識するかという部分についてやはりここは避けて通れないものがありました。公園緑地の点、河川の縁、道路の植樹帯の線、これら施設的緑地は点と線の集合体として解釈されるものということですが面だ、線だ、集合体だと感覚的に非常に難解ですね。言っていることは多分こうなのだろうという事は分かる。だけど表現として表現として非常に難解なのです。加えてこのほかに面的な自然を美深らしさとして創出する、もうわからなくなってしまいますよね。景観創出のイメージが出てこない、捉えられないですね。このマスタープランというのは結果的に作られて出されて26度中の成果品として出ているわけでなおかつこの先それをベースに取り組んでいくわけですから改めて問います。その点とか線とかそれらは集合体なのだと。美深らしさを創出するために面的な整理をしていくと言う部分で町長はどんな風な認識を持っているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） マスタープランに表現として出ている点だとか面だとかそういうものも書き方としてあるのだというふうに思っておりますけれども、それはそれとして全体的に景観を高めていくと、先ほど言われました歴史認識等々も含めて先ほどから答弁している部分も含めて高めていくと、その努力をする必要があると、そのマスタープランで表現している点だとか面だとかそういう部分が気になる部分があろうかとも思いますので

それはそれとして全体的に高めていく努力をみんなで協議をしながら作っていくとこういう作業になると思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） この中で景観法に基づいて適切な景観形成、誘導規制を行うために2つの事を項目として挙げているのですね。1つは景観行政団体になると明記しています。それと景観計画の策定を検討するという2項目があります。1つ目の景観行政団体になると断言しているのですがそれらを含めてこの2件、計画の策定を含めて策手はいつごろから考えていくのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的にどの景観から対応していくかという部分もあろうと思いますけども先ほどから教育長も答弁している通り菊丘といいますかスキー場と言いますがその辺のところからやっておりますし、さらには国道の部分について街路マスを撤去する作業等々も行っておりますのでそういう部分から相対的に順序を追って対応していくということになろうと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今の件については決算委員会の中でまた確認をとっていきたいと思います。次にスキー場関係の件で再質問したいと思います。整備の目的についてなのですが整備の説明がありました。先ほど歴史の部分が欠落していますよと言う話をしたのですが、すすめる会を作り上げその要項の中にも目的というのがありまして、その目的の中では憩いの場という表現でしかないのですね。教育費を使って憩いの場を作るというのは果たして適切なのかという疑問を大きく持ったわけです。私が思う教育行政の中で教育費を使ってスキー場の景観整備を進めていくその目的ということなのですが次のように考えています。児童・生徒を始め町民が郷土の歴史や伝統文化等を身近に体感し郷土愛を育むことができるよう地域の貴重な歴史的遺産や文化財を活かした歴史景観のまちづくりを進めるために整備をすることが目的なのだと。教育委員会としては整備に取り組むにあたって菊丘は除虫菊が咲いていたという事実は認識していたとしても、いつ誰がどのくらいの規模で取り組んでいたか言うところまでは調べてないのだろうと思うのです。たぶん教育委員会の事務室から図書室まで遠かったのだと思います。改めて私、図書室に行って参りました。非常に良い空間で勉強されている子供や町の方がいらっしゃいました。そういうところで美深町誌と美深ふるさと散歩を改めて見たのです。そこには小笠原直枝が大正時代に栽培していた内容が紹介されています。小笠原直枝といえば美深町開拓の先駆者であってブラジル移民のパイオニアであって15年前に美深町民劇場はるかなるびうかで上演し

たように美深町の歴史的人物です。除虫菊は大正から昭和において美深町で栽培された産業の1つ、小笠原直枝という人物像、こうした観点から歴史的遺産として再現及び継承すべきであるから教育委員会が景観整備を行っていくのだということなのだと思うのですよ。その件、教育長はどうお考えですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 本来であれば私の方から説明すべきことを説明いただいたのかなという風に思っております。歴史的な事、町史、含めて郷土研究会で出していただいている冊子、含めて私も何度も拝見をし、ただ記憶力が弱いものですからパツと言われてパツとご説明できないというのが申し訳ないのですけれども基本的には今、議員が言われた通り歴史認識があってその中でスキー場の景観の中で除虫菊であると言う発想になってきたのは間違いない事実であります。今、言われたことを含めて大事にしながらこの先も景観整備について進めてまいりたいという風に考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番長岐君。

○2番（長岐和彦君） 美深の町民であれば菊丘に除虫菊があったという事は知っていても何十年も経過していて新しい命が20年、30年となれば過去のことはわからないわけですよ。その景観整備に関して教育委員会のホームページを見ても憩の場しかない。今のようなことが未だに触れられていない。要するに改正されていない。かつて道路維持事業所ですか、士別、名寄も含めてそう言ったところで景観を考えると言う懇談会があったのですがそこでも同様に歴史について触れるのではなくて菊丘には除虫菊があったと言う部分の表面しかなぞっていないです。この先できるだけ町の景観整備の部分を含めて歴史に対する思い入れというのを改めて認識していかないと何のために多額の経費を投じて整備していくのかというそのことが町民には理解できないのだと思うのですね。町民への情報提供の仕方を含めて改めていく考えはないかどうかお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 除虫菊を主としてやるというお話を申し上げたのは今、お話があつた通りこれらの歴史的な経緯があつての話ですからいろんな場面でそういう部分を伝えていくと言う努力、特に教育委員会としてはこれに限らずいろんな部分で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 規模が非常に大きくて予算規模も大きくて、なのですが先ほどのアドバイザーの助言を受けながら進めていると言う話でしたけれども美深在住ではないですね、このアドバイザーと言うのは。二度、三度私あそこ行ってまいりました。現在

植えられているものを含めて果たしてこのまま計画が進行していく状況なのか非常に心配なのですよ。100万円、200万円ではなくて数千万円の事業ですよね。そのことを町民がどこまで理解しているか解りませんが多額の経費を既に投入していて、これからもしようという時に本当に今の体制で、教育委員会の職員が、そのガーデナーとしての専門的な知識や経験もない中で事務職がそこをやっていくということに対して限界を感じませんか。どうですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） これまで投じた経費の部分ですけども先ほどもお話申し上げましたけれども、スキー場の機能をアップすると特に排水の関係ですね。長年苦労していましたからそういった部分でのスキー場整備と言う経費がかなり入っています。そういったこともまずはご理解頂きたいなと思っています。それから今後においてもやはりできた景観そういうものを維持管理していく、それからどういうような植栽をしていくかということも含めて今おっしゃられた通り一定の経費もかかりますし一定の知識も必要になってきます。そういう部分でそういう知識を持っておられる方を職員として専門に採用できるというふうに考えられれば素晴らしいことだというふうに思うのですけども現実問題はそういうきませんのでやはりいろんな関係者の力を借りながら景観を進めていかなければなと思っていますしアドバイザーの方が町外の方だということでありますけれども町外であっても専門的な知識を持っておられる方そういう方々の協力をいただかなければこの事業進んでいけませんのでそういう形でいろんな関係方面のご協力を頂きながら進めていくという考え方を基本にしてございます。その中でやはりその時、その時に求められるものがあればそれは対応していかなければならないというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私は菊丘の景観整備は大いにやるべきだと思います。本当に熱を入れて他の市町村に、どうだと言わんばかりの成果品を見せられるようにするべきだと思います。いつどこから見ても菊丘の山は見えるわけですよ。そこにたくさんの花が咲き乱れるという景観は今まで知らなかった、だけどこれから作ろうとしているわけだから見ることができる。そういう時に要項により設置した委員会これが任期満了後に継続した活動がないのですね。なぜですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 基本的に構想を練っていただくということが基本的な考え方でございます。そういう部分で任期が終わったということで今後それに代わるような組織ですとかいろんな場面に応じて必要な場面が出てくればその段階で協議をさせて頂きたいと

思いますけれども大規模な形で実際に景観整備を進めていく例えばいま上川町を中心に北海道ガーデンショーですとかああいったものが進められているという状況もありますけれども一定程度の専門知識を持った方、そういった方々の招聘をしながら協力を仰ぐことができるかどうか経費の問題含めて非常に大きな問題だろうと思います。まずは自前を中心しながらできる部分、その中でそれぞれの分野に応じて必要とする専門的なアドバイザー等のご意見をいただきながらそれでも適わない場合にはやっぱりそういった対策を講じて行かなければならないと思いますけれども当面はやはり、まずは花を植えられる環境にどう作っていくかと言うことが当面の大きな課題でございましてそういった部分をしっかりと対応していきたいと言う風に考えている所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 花を作れる環境がまず先だと土作りですよね。今のおそこの土地に馴染む花の苗を植えるそれも宿根草を中心に増えていくのだということだとすれば今までの体制が果たして充分だったと思いますか。職員がやるその業務で、最小限自前でやっていくというような話をしたとしても花の植栽に1週間に1回とか1ヶ月に2回とかそういうペースではなくて毎日ですよ。どうもその辺の認識が私は甘いと思うのですね。一生懸命になって作ろうというのはわかる。だけど体制が不十分な中で出来ないですよ。除虫菊の赤と白の苗を植えた、雑草いっぱいですよね。今年ボランティアを含めて花を植えた、その管理が充分ではない、それはやっぱり無理なのですよ。やめなさいということではなくてどうすればできるのだということを考えていく必要があると思うのです。お金がかかるから最小限でやっていくのだという話ですけれどもお金かかっちゃうのですよ、どう考えたって。かけられるべきところにお金を投じる、成果品をきちんと作って町民に親しんでもらう。そういうビジョンが最初になかったから今迷っているのですよ。そうじゃないですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） きちんとしたビジョンがちゃんと作られたかと。一定程度のビジョンを作りながらやってきた、ただそのものがいろんな考え方の中でなかなかひとつのが成案として成り立たなかったということも事実でございます。そして景観整備の進め方そのものも今、職員がいちいち出向いてやるという考え方そういった形で考えているわけではございません。やはり実務的な花を植えたりだとか除草したりだとかいうことについてはやはり一定程度、委託をしながらやっていかなければこれはできない問題です。ただこれまでの状況の中で基盤の工事ですとか全体的な整備を進めている中で日常的な維持という部分についての措置が充分できていなかったというのは言われる通り事実でございます。

そういう部分を含めて来年からいよいよ花の植栽とそれからこれまで上の方では除虫菊を相当な数を植えてきていますからそういう部分の除草体制含めてしっかりと体制を作つてなんといっても維持管理をするということが1番大きな仕事になっていきますからそういう部分をしっかりとやっていける体制作りをしていかなければならぬと思っております。それからもう一つ、土作りの前に開発の方で工事をやったその後が実は石がすごい状況でございます。今年は着土した土を一部入れた後、花を植えると言うことで試験的にやつたのですけどもそこをおこすだけでも相当の石でした。特にスキー場の下半分がそういう状況であるものですから時間をかけながら植えられる環境を常時作つていかないといっぺんに大きくできるという作業でもなかなかありませんのでそういうことも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。そういう部分でどうしても一定の時間もかかりますし経費もかかります。そういうことも認識を頂ければありがたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 認識は充分持っています。すすめる会を作つて2年度実施をしていろいろ現地も見て、視察にも行き専門的な知識を持っている代表者から助言を貰いながら作業を進めてきた。どういう風に作つていくのかという図面状のプランも出来上がった。だけど突然その会がなくなっちゃったわけですよね。委員の方に聞きました。やっぱり不思議に思つてゐるわけです。今話を聞くとその場所の土の条件、要するに花にとつてみれば過酷な環境があつてそれがまだ改善されていない。とすればどうするべきかということを協議するための場が必要なわけですよ。土が充分じゃなければ種も芽を出さない、それは当たり前の話です。株を持ってきても根が生えない、当然のことです。そういう事を協議するための組織、すすめる会が引き続きあって顔ぶれが変わつたとしてもそれが継続してあって助言を求めながら意見を貰いながら整備をしていくというそういう情報の体系がないと無理でしょう。それでたまたま大雪ガーデンの話を出ましたけれども清水含めてあのガーデンの話を持ち出したら規模があまりにも違うのです。もし旭川の上野ファームですとか風のガーデンとかそういう部分の話をされるなら別ですけれどもそこも彼女自身が長年イギリスで毎日畑に出て勉強した結果ですよ。そういうようなことを考えたときにものすごい面積の菊丘のガーデン整備をしようと言う時に今の組織体系含めてどう考へても不十分なのです。やはり改める必要があると思うのでしっかりとそこを見直して欲しいと思います。そのビジョンなのですが何度か菊丘に上がるときに浄水場の方から1番上まで車で行けるのですよね。それからその中腹にも実は駐車場に車を止めて徒歩でスキー場の中腹までちょっとかき分けながらでも行くことができる。そういうことを考えた場合に現

存の菊丘公園とスキー場含めて相対的にその整備のビジョンを持たなきゃいけないわけです。今スキー場の景観だけを整備すればいいわけじゃなくてその全体をどうするかというスケッチをしなければ整備の進め方が多分解らなくなるだろうと思うのですね。総合計画の内容の中で予算が付いていたのが28年まででしたか。実際に総合計画の進行で行けば10年のスパンでやりたいという風に教育長言っていたのですけれども予算のつけ方含めて29年以降、現在として構想を持っているのか現実についているのを私が知らないだけなのかその辺はどうですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 予算の部分については平成28年というのは今現在進めています事業、北海道の方の支援を受けながら進めているという事でその期限が28年ということです。そういった形で具体的な予算としては平成28年度までが示されているという状況です先程言いました通り平成29年度以降実は平成28年度からも維持管理の経費というのは大きくでてくる形なろうかと思いますけどもそういった事含めて29年度以降については再度整備をしていきたいというふうに考えでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 専門的な知識を持った職員がいればというような願望がさっきほど少しありましけれども専門的な知識を持った地域おこし協力隊をなんとか置こうとそういう考えは持ちませんか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今質問を受けてそういう考え方は今まで持っていなかったというのが正直なところです。いろんな部分を含めながら必要な部分があるとすれば考えていくことも1つのかなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 是非そういう体制を作っていくべきじゃないかなと思います。実際にスキー場の頂上まで下から直線道路を上ってみての体験なのですが自分もどちらかというと健常者だと思っています。ただあそこまでに息が切れちゃうのです。途中までで1回休憩とらないと上がれない。望の森の階段の2倍ありますから。それから考えたら美深町の高齢社会、高齢者が花を見に行ってもあそこまで上がりがないですよ。そういうバリアをどう考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） スキー場そのもの下から全部あがっていただくかどうか、それぞれの体力に合わせた形でそこを利用して頂ければというふうに思うのですけども特に

半分から上はなかなか今言われた通り行けないのだろうというイメージを持っておりましてそういう部分で遠くからも見られるような除虫菊という形でイメージをしています。下半分これについては1つ菊というものをテーマに持ちながらいろんな種類の花を植栽できればという風に思っています。そういう形で、行って近くで鑑賞できる分というのは下の平たい部分と言いますかそういった部分の中で見て楽しんでいただけるという形になればいいのかなという風に感じているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） その考え方方は大いに改めて頂きたいと思います。頂上に上がって頂上から美深町の180度、南の端から北の端まで見る時にあの景観の素晴らしさは他の比じゃないです。天候に關係なく先日は雲海が出ている状況を私は見てきました。朝4時に目が覚めて今日は絶対に雲海が出るだろうと菊丘のあの丘から見られる雲海ですよ、天塩川の方向に高速道路の敷島から北の方はガスがかかっていて幻想的な風景です。美深高峰がぼんやりと見えます。ところが左側、南の方の1番遠い部分に大雪連峰が見えるのですよ。そういう景観180度の美深町の景観は望の森とは違う景観なのです。これを高齢者は上がれない人は下だけ見てくれとそんな考えはダメですよ。全員がどういう人でも今まで上がって見てもらってエアリアルのジャンプの先から見下ろしたときに美深ってこれほどのすごい景色があったのかとなぜ思わせようとしたのですか。あのエアリアルのジャンプの周辺に何が咲いていますか、チコリですよ。チコリの花が野生で群生しているのですよ。知っていますか、そういう事。やはり実際に上って知っているのであればどの季節でも四季折々すごいと言う事を見極めた上で整備に取りかかりましょうと。そういう感覚を持たなきゃダメですよ。私はエアリアルのその競技の時に許可をもらって中腹まで上がりました。選手が飛んでいる時の様子をカメラに収めました。すごいと思いましたよ。春から夏今秋にかけて雲海含めて見ました。その状況を観光資源として売るという事を考えるくらいあの景観は素晴らしいですよ。そういう事をなぜ多くの町民に見てもらおうと思わないのですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 施設そのものとして全てを100%の人が見られる状況を作るかどうか先程もお話し申し上げましたけれども言われた通りあそこからの眺めは素晴らしいものがあるということをお話し申し上げました。全体の中では将来的には上から全体を眺めるようなそういうことも構想として協議した状況がございます。今のお話を聞いていますと例えば夏場もリフトを動かしてですかそういった感覚の話もされているのかなという風に思うわけですけれども一定程度もやはり見に来て頂ける人の状況ですとかそう

いったことを考えたときに将来的にはそういうことも必要なかもしれません。ただやはりご自身の体を使ってとりあえずは見ていただきてそういうことを考えるとそうそう全ての方にという状況ではないと思います。それから行かれる方は、夏場は車で上がって行かれますからひとつの過程としましてはそういう形でご利用していただくと言うことも必要でしょう。言われる通り将来的な目標としてそういうことを意識していくということも1つの考え方として必要なかもしれません。そういうことを整備しながらいろんな角度で検討して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） やはり改めてスキー場の計画の目的に関する認識の薄さ、足りなさそれと美深町の人口形態を考えたときにそこに健常者が行ったとしても年齢差でどうしても上がれない環境があったときにどうすればいいかということを最初から考えていないということ。それらを含めて菊丘とスキー場の景観のそれから場合によっては私が持っているイメージとしては運動広場もゴルフの練習場もそれから農業振興センターも含めたあの辺一帯を私は想定しています。それぐらいの価値のある丘なのですよ。スキー場なのですよ。景観整備なのですよ。あれを俯瞰してみた時に高齢者が下から行ったとしても100メートルでダウンしたとすればそれは最初から伝えられる話であって、でも上から見ることだって考えてほしいという時にロッジから車を走らせてバギーという車でも何でもいい、走らせて菊丘の駐車場まで上がってあるいは頂上まで運ぶ、そういうような構想を持って公園の運営、スキー場景観の利用・共用を考えるべきなのですよ。最初から。それが無しに出来上がって部分的にとりあえずここまでという感じなので今の答弁しか出てこないのですよ。もっと真剣に考えなきゃダメです。こここのところについては改めて決算委員会の中で問い合わせていきたいと私はあらためて思います。時間の関係がありますので4番、5番、6番の部分について少しだけ考え方伺っておきたいと思います。4番の行政だけでは景観は作れないというところはあって自ら行動する、もてなす、つながる、続けるというこの部分について町長もこういった認識は充分持っているのだろうと思います。それで特に私は今回一般質問を取り上げた理由の中に美深の町の中、市街地も住宅街も歩いていけるのです。それで本当に思うのはそれぞれ1軒1軒の住宅、非常に綺麗なのです。ものすごく皆さん神経を使ってオープニングガーデンとかそういう意味ではないですけれども家の周りに対する手入れというのが非常に行き届いているのですね。自分の住まいの環境を大事にしようとする気持ちが非常に強いそういう街なのだと改めて思います。それで例えば景観を整備しよう、それから美深町の景観づくりをしていこうという時に町民の協力が得られると、ちゃんと話をすればこのようにやれる範囲でやりましょうと言えば出来てく

ると思うわけです。そういうことを考えたときに今国道の花壇マスがなくなつてそれが全部アスファルトで埋められて現在工事進行していますけれどもたまたま立ち話している時にもったいないよね。と小耳に挟んだのです。その多額の経費を投じてマスを作つてたくさんの花を植えて非常にコントラストの強いビビットな花壇があつたのがあつという間になくなっちゃつたと。それが今度はコンテナガーデンに変わるという話は聞いているけれども銀杏並木がなくなりなおかつ花壇マスがなくなると、そこでさっさき言ったのが変貌したことなのですよ。この行政だけでは景観が作れないとそのために4つの項目の中でどういう姿勢を期待するかという話があつたのですが、特に楽しんで続けるという部分ここは大いに町民と話をしながら継続して自分の住宅の周辺はもちろんですけれども国道メインストリートのその景観の作り方含めてあるいは公共施設の周辺そういったところも積極的に景観を作つていきましょうという話はできるというふうに思うのですが町長どう考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 街の景観づくり特に国道部分の関係でありますけれども長年かかつて街路樹を植えながらそしてそれとともに街路樹が邪魔になると言われたり除雪の時に怒られたりいろんな経過があるわけでただ基本的には街づくり都市づくり景観づくりという面については街路樹であるとか花壇であるとか基本的には非常に大事だと思っているわけであります。そしてそういう観点に立つて今まで進めてきたつもりであります。そして残念ながら今の花壇のマス、それも10年ちょっとで今コンクリートに替えて樹木マス等々をこれから検討して設置していきたいなと思っているわけであります。それはなぜ変化してくるのだというと住民の理解、市街地の理解というものがなかなか進まないというかやはりその声が強くなればそうせざるを得ないのかなと便利な社会と景観とそういうところを比較しながらまた高齢だとかそういったことも考慮しながら進めていかなければならぬ。そして特にあれを管理する国と言いますか開発等々の中で相当な苦情等々が起きてくる中では苦しい選択をしていかなければならないということも一定程度ご理解を頂きたいかなと思っております。しかしながらそれを取つてしまつてそれで終わりと言うわけではなくて我々としては新たな花壇マスの代わりにできれば木を利用したような1つの花壇マスに変わる部分を作つて町民に市街地の方々にもご協力をいただくような方向を目指していかなければならぬ。そんな作業にこれからなつてくる、そんなことでご理解を頂きたいなと思っております。直接私に質問は無いわけでありますけれども先ほど教育長に何点かご質問を菊丘の山作りそしてスキー場の関係について前向きと言いますか将来に向けてもうちょっとお金も労力も体制も整備せよというお話をいただいたなという風に

思っております。ご理解をいただきて議会の中でもそういう意見がでてくることによってさらに景観づくり、あの山の景観づくり具体的に少し前向きにさらに進めることができるのではないかだとそんな鑑識を持っておりまして良い議論ができているとそういう風に考えているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私は最初から批判ではなくて前向きな議論のために質問しているところであります。それで国道市街地の景観づくりの部分についてなのですが先ほど言いましたようにもったいないと言う話があったと。当然商店街の関係者と国との話の中でいる、いらないとかいろいろな不都合含めて話があったのだろうと思います。しかし美深町の問題でありますしメインストリートです。中心商店街の中を今度は江差バスが走ろうとしているわけですよね。地方から観光客を呼ぼうとしているわけですよ。そういう時に今のようにちょっと殺伐とした状態を含めて色がない景観についてどうするのだと、どのようにこれから作っていくのだと景観を創出していくのだということなのですよ。それも含めてマスタープランには色々書いてあります。点だ、線だ、面だと難しいこと書いてあって机上の空論なのですがそういう部分でこの先進めていく上でやはり住民が楽しくそこに関わっていかなければ続かないのですよね。やらされているという認識で持ったらダメなのです。その景観を整備していく上で特に市街地の景観を整備していく上でどのような体制、対策を講じていこうとするのかその辺改めて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 正直言って行政だけで出来ることは認識しておりません。自治会等々と色々お話をしながらボランティアだけで出来るとも認識しておりません。山づくりもそうでありますけれどもそうは認識しておりません。一定程度のお金なり体制作りするにしてもお金もいると思っております。またそんな関係でどうしていくか言ってみればこれからの作業になるわけであります。植樹マス等々についても具体的にどういうものを作っていくかと地元で作れるのかというような形もありますし街路の花だけではなくてそれ以外も今までやってきましたけれども例えばシャッターに絵を描くとか例えばバンダナを下げるとかいろんなことやってきております。そういう一連のことを考えながら今後の点、線といわれる部分も考えても参りたいという風に思っております。

○議長（倉兼政彦君） 残り1分ですからまとめてください。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 最後の質問です。時間は充分承知しております。教育委員会の職員で取り組みが難しい部分があるスキー場の景観、地域おこし協力隊の導入を図って積極

的に取り組もうという考えがあるかないか伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 望の森と対峙するスキー場といいますか菊丘の山であります。望の森は戦後だけでも70年も経つわけありますから戦後前からの大木を見ますとそんなものではないとこの山づくりはしたがって菊丘なりスキー場なりこのような山の整備は相当な時間を要すると。そして今先ほど28年までの予算しかないということも言われましたけれどもそれは今、道との約束の中でそれぐらいまでの財源については一定程度面倒みようという話の中のことありますから将来にわたってあの山の景観整備について努力していくことを教育委員会と共に考えていかなきゃならんとこう思っているわけであります。そこで具体的に今、地域おこし協力隊等の話も有りましたけれども協力隊という制度だけでやりきれるかと言う部分もあるわけでありますけれども今、具体的に協力隊という名前が出たのですけれどもそれは1つの案として受け止めますけれども全体的にいろんな面で考えていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 以上で2番 長岐君の質問を終わります。

発言の前に申し上げます。前任者もそうだったのですが記録の関係上、項目、件名を述べてから質問の内容に入ってください。

次、5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 初質問の前に、東日本豪雨で被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げますとともに未だに行方不明の方々の一刻も早い救出を願いたいと思っております。項目、教育、件名、スポーツ環境の整備、町のPR及び町外者を呼び込むイベントの開催について質問させて頂きます。今年も早いもので実りの秋、食欲の秋、スポーツの秋の季節となってまいりました。地方創生、議論の最中、国ではスポーツ庁の発足も決定し、嬉しいニュースも報道されました。私からは元気なまちづくりのため、スポーツに関しての今までの流れを含めて4点ほど質問をさせて頂きます。平成16年の秋、JOC関係者からタレント発掘育成事業の話がきっかけとなり翌年、スポーツ関係者が一体となり美深町エアリアルプロジェクト委員会が設立になりました。基本計画を策定し美深町からオリンピック選手を輩出することを目標に掲げエアリアルの取り組みが開始されました。全日本ナショナルチームの合宿誘致を展開、各種大会を開催する中、SAJ公認エアリアルコースを建設して頂き、平成19年には全日本選手権大会の実施に至ったところであります。また同時期、少子化が進む中、次世代を担う子供達の健全育成を目指し官民一体となり美深総合型地域スポーツクラブの発足を掲げ、子供達の体力向上、スポーツ振興を目的に美深スポーツクラブキッズを設置し、スポーツの意識改革を進め、さらには指導者・保護者の

関わり理解・協力を得ながら様々な事業展開して参りました。これらの流れ全てがタレント発掘育成事業に端を発しており参画しました全国12カ所の県の中で、地域では美深町のみの参加がありました。本町町民より全国的に様々なシステムの構築と充実を目指すことが注目を浴びまして中央組織、中央機関から多くの関係者が来町し費用対効果にもかなり大きな効果がございました。地域タレント発掘事業を見ればその地域のスポーツ振興に関わる総合的な力を見る能够性があると言わせております。携わる人々が増えることによりパワーアップし関係者の連帯感が一体になった思いをしておりました。これらすべてがスポーツ文化を通じ地域活性化の役割と思っております。さらに昨年は官民による美深町スポーツとまちづくり推進会議も発足し、この10年の町のスポーツ振興の歩みを確認。事業の前進を誓い、再確認した経緯の中から次についてその考え方を伺いたいと思います。

1点目、エアリアル父母会をはじめ各関係者の意見の中には夏場の練習施設を要望する声が多く、現在夏休みを利用して手稲ウォーター施設ですとか、ときには白馬の施設にも行っておりますが当町において同様の施設かまたそれに代わるエアーマット施設等を設置して頂ければ実践練習する場所が必要と思っております。そのことについて所見を伺いたいと思います。2点目、近年どのスキー場を見ても冬期間における降雪時期が遅くなっています。我がスキー場もそうですがほとんどが12月中旬位となり国内のフリースタイルをする選手は雪を求めて海外での練習を余儀なくされております。我が町のスキー場に人工降雪機が備わっていれば国内選手の合宿誘致、スキー場の早期オープンが可能になることから降雪機の導入についてお考えを伺いたいと思います。3点目、美深町におけるスキー場のエアリアルコースはFIS公認の施設であります。国際大会まで開催可能なサイトであります。スキー競技は大きく分けますと4競技となります。その競技の中の1つにフリースタイルがございます。フリースタイル競技の中にモーグルですとかエアリアル、ボード種目という風になりますがモーグルコースは全国で15箇所。エアリアルコースは全国で4箇所がFIS公認の施設となっております。おかげさまで美深町のエアリアルコースは北海道で唯一の公認施設でありまして他の3箇所の施設と違うところは道路から間近に見られるという特徴を持っております。このように価値ある施設がありながら美深町を紹介するパンフレットやガイドブック等には一切掲載されていないことが非常に残念でなりません。今後発行されるガイドブックや各パンフレットに他町村には無い施設ですから町の財産ということで北海道唯一のFIS公認コースであると言う事を掲載して冬の交流人口増加に続けるべきと考えますがその所見を伺いたいと思います。4点目、現在行われています各種スポーツ事業や行事において町外者も積極的に参加できるイベント、例えば仁宇布線を利用したマラソン大会ですとか駅伝大会ですとか過去には昭和32年頃、美深音威子府

間のマラソン大会が砂利道の中で開催されたという記録も残っております。またスキー場周辺を利用しましたトレイルランニング大会とか運動広場、スキー場を拠点とした町外の交流人口が増すイベントを催すような考えはないかその所見を伺いたいと思います。以上4点ご回答お願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、荒川議員からスポーツ関係の整備、町のPR等々についてのご質疑を頂いたところでございます。まずタレント発掘を中心とする近年の取り組み状況についてお話を頂きました。本当にスポーツ関係者含めてこれまでのご努力いただきました。色々な部分でご協力頂きましたことに関して厚く御礼申し上げます。そういった中で4点ほどのご質疑を頂いた所でございますけれども夏場のエアリアルの練習施設についてのご質問でございます。これまでも色々といろんな機関と色々な協議をさせていただく中でウォータージャンプ施設等についての要望ということで、予々伺っていたところでございます。先ほどお話しがあった通り現在は札幌手稲それから白馬、それからカナダのケベックのほうにありますウォータージャンプ施設こういったものを利用していただきながら選手それから出場者の合宿等をやっていただいております。またそれに対する支援を行ってきたところでございます。そういった中でウォータージャンプ施設の必要性については私どもも認識をしているところでございますけどもやはりこの10年間の中でなかなかそこまでこぎつけなかったと言う部分については施設整備等に係る経費の問題もありますし、それから水との問題もありますし、なんといっても運営管理そういうものが大きな課題としてあるということでこれまで考えあぐねていたというのが現状でございます。現段階でこうするという形でのご回答ができないわけでありますけれども当面、進めていただいております各種合宿等についての支援について努力をしていきたいなという風に思っています。次にスキー場の人工降雪機のご質問でございます。今年の3月に開催を致しましたエアリアル全日本大会にカナダケベック州の方からエアリアルチームを招聘致しました。今後の合宿誘致の協議を申し上げたわけでございますけどもやはり近年のオリンピック等の大会を目指す状況の中で練習環境の確保と言うことが大切でございます。その中で人工降雪機が必須の条件になると言うことが示されてございます。また、全日本スキー連盟の合宿等の受け入れについても過去にやはり美深町のスキー場がオープンに間に合わないとそういったことがございまして他のスキー場をご利用頂いたと言う経緯もあります。そういったことを含めてそういった部分の必要性というものの認識しているところでございます。そして2018年の韓国ピョンチャングリーンの事前合宿及び国際大会の誘致ということを考えますと全日本スキー連盟の関係者ですとか関係団体と協議を図りながら環

境整備に努めていく必要があるだろうという認識を持っているところでございます。次に国際スキー連盟公認のエアリアルサイトがガイドブック等で掲載されていないと言う指摘を頂いたところでございます。町の町政要覧等につきましてはエアリアルということでスポーツを取り組んでいるということについては紹介をさせていただいておりますけれども広く公認コースがあるということについては残念ながらご指摘の通り十分な搭載となっていないというのが現状かと思います。パンフレットの用途において必要であるかないかと言ふことも出てこようかと思いますけれども出来る限りのPR活動、情報提供そういったことをさせていただいて広くフリースタイル・エアリアルとPR効果にもなればという風に考えているところでございます。最後に町外者も積極的に参加できるイベントを増やす考え方はないかということでございます。これまで教育委員会が所管するスポーツ大会等につきましては生涯スポーツ活動の推進と言う考え方の下に町民の体力向上と健康増進という目的の中で取り進めてきたところでございます。したがって現在のところ町外者を大きく招き入れて大会等を催すと言う考え方は現在のところ持ち合わせていない所でございますけれども町外の方々が積極的に参加するイベント等が、将来的に形ができるてくるということは交流人口の拡大ですとか広くスポーツを通して地域活性化と言う視点では大切な視点であろうという風に思っています。今は実施をしております全日本のエアリアル大会も町が主催と言うよりはスキー連盟等が中心になって主催という実行委員会を組んでいただいているというのが実際でございます。そういったことを考えますと、まずはスポーツ団体とスポーツ愛好家等の皆さん方の中でそういったようなイベントを企画していただく、そのことが内容的にも継続的にも方向性としてはいいだろうという基本的な考えだらと思っております。そんな中で町と色々な協力関係を作りながら教育委員会としても全面的な支援をしていくということが現実的ではないかなと思います。いま1つの方法としてお話し申し上げましたけれどもいろんな形の中でまちづくりと、街の活性化という視点に立って町外から交流人口増やしていくというのは大切なことでありますからそういった部分で関係者とも充分協議をしながらそういったことが可能であれば実施できる支援体制といったものもしっかりと作っていければという風に考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 前進ある街づくりを目指して新たな挑戦をして頂きたいというのが私の気持ちでございますが先ほど申しました美深町スポーツまちづくりの推進会議が昨年の10月19日発足いたしまして10年間の色々な話をさせていただきましたがこの会議の今年度の開催を含めて活動方針等、方向性はどのようになるかご質問をさせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 10年間を振り返ってという昨年の段階での一定の総括をしながらきているところでございます。今年は全体の会議とは別に部会を設けておりますから今の計画では10月にその部会を開催する予定でございます。そして具体的な実利における総括と今後についての方向性等について協議をしていければという風に考えている所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 第5次総合計画、今年の3月のマスタープランに記載してありますかが第6章になりますけどもスポーツレクリエーションの施設の充実、体育施設の充実と環境の整備等に努めますとともにスポーツ合宿やスポーツ大会などと記載された部分がございます。この施設というのはどの辺の範囲までの事を申し上げているのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先程お話し申し上げた通り4番目の質問ですか生涯スポーツの推進、町民の体力向上、健康増進という形でそういったことを目的にしながらスポーツ施設、町民体育館をはじめ野球場、テニスコートそして運動広場等々そういった施設を持っているわけですけれどもこれについて町民の方が有効に気軽に活用できるよう整備を進めていくという考え方があります。そういった中で今ご質問もありましたけれどもその推進状況に応じて必要とする施設等が出てくればそのつど整備をしていくということが基本でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 例えば合宿等で子供達を含めて北海道含めて全国から色々な子供たちが町を訪れていただいております。全体として合宿等をやるわけですがその施設の中に例えば宿泊所ですとかその辺まで含まれているという考え方でよろしいのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 近年、特に暮れの時期に冬季スポーツの関係で全国から合宿に来られると言う状況がございます。そういった中で宿泊所の問題というのは大きな課題としてあるのも事実でございます。そういったことから今年度についてはのぞみ学園等の施設も教育委員会の方でお借りをして、そういったことを含めて多目的に使えないかと言うことを考えているところでございますけどもやはり常設にそういった施設を作るという事は年間の稼働ですかそんなことを考えますとなかなか一挙にそういった体制を組むと言

うことが難しい状況がありますので状況を見ながらそういった部分の必要に応じた整備をしていかなければならないのかなと言う認識でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 今、お話が出ましたのぞみ学園の施設ですか、おそらくそれなりのお金をかけて今年度直していらっしゃると思いますが使用規程等の中身等はご検討されているのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 実は今年の予算の中でカーテンですとか仮に泊まれるような形の若干の備品等の関係の経費の予算送出をさせていただいて美深スポーツクラブ等のほうにご依頼を申し上げて基本的な管理をして頂くという形でございます。それが冬季合宿等にうまく使えるのかそれからもひとつは今年の夏にも使わせていただきましたけれどもフロンティアアドベンチャーの基地として使っていけるのか、それからもっと幅広く利用可能なのか、そういう形で試験的にやっているという状況でございます。これについて特別の現段階でルールを設けて使っていくという状況にはまだ至っていない状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 合宿等に訪れた子ども例えばアドベンチャー関係ですかエアリアル関係の子供たち含めてそういう方がご使用になると。一般の連中でスポーツの会議等を開くような場合、今ある既存の施設以外に宿泊してそこでやりたいというような要望等はどうなのでしょう。その辺まで認めるというような考えはお持ちでしょうかお伺い致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 一般の方のご利用ということ、スポーツに関わってというお話でございますけどもそれがどういった状況で開催されるのか。どういった形でそこを必要とするのか。そんなことも見極めていく必要もあるのかもしれません。できれば一般の方は町内の宿泊施設等を含めてご利用いただけすると色々な部分で町の振興という形にはつながってくるのかなと思いますけども仮定の話ですから具体的な話を聞かせさせていただいてそういう部分については状況が許せばそういったこともまるきりダメではないという風には考えております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） あの施設、確か町の方から社会福祉協議会に譲渡したような施設だとお聞きしておりますが、何年か後には美深町に戻していただけるようなそういう話の

流れというのは無いのでしょうか。それをお聞きしたいと思いますが。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 借り受けをする段階で具体的に町に戻してもらうとか、そういういた協議はしておりませんし将来どうだと言うことについて具体的なお話には至っていないわけですけれども貸し付けする当初のそういった細かい部分というのは基本的には戻すというような認識ではなかったかなと思っています。ただ私十分に確認しておりませんので今現在の認識としてお話させて頂きたいと思いますけどもそうではなかったかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） これから美深の町のスポーツ関係含めてですね、より新しい考えを持っていろいろとお試しを頂きたい。ご要望ばかりで本当に申し訳ないと思いますがお願いをしたいと思っております。初質問ということもございまして時間等の配分、一切わかりません。これもひとつの勉強だと思います。終わりになりますが時の流れとともにスポーツの見方も見る、する、応援する、支援するという様々な形に楽しみ方が変化しております。都市間高速バスが走るようになりますし町の魅力、メディア、マスコミ、広報誌等でアピールすることにより交流人口の拡大を図って頂ければと思います。地域経済・職・観光・人材・活性化につながると信じておりますので今後ともよろしくお願ひしたい。以上もちまして終了とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） これで5番 荒川君の質問を終わります。

これから暫時休憩を致します。

再開は13時と致します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開致します。一般質問を続けます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 本日の一般質問は、議員に与えられた権能の1つとして30回目的一般質問になります。この一般質問は議会議員と執行機関との生存競争、政治をより良きものにしていく競争だと捉えており、お互い競い合って町民の幸せづくりに貢献したいと考えている1人です。質間に移ります。項目は教育です。件名は読書の秋、学校図書館の力を子どもたちの力に。学校図書館の現状と課題への取り組みについて伺うものであ

ります。子供たちの育ちを支える読書活動の重要な拠点として、また学習情報の学びの場として学校図書館の活用と充実が求められております。学力向上と読書習慣との関連性も子供たちに重要な要素であることが指摘されております。美深中学校の改築を機会に美深町の学校図書館の現状と課題解決に向けた取り組みを教育長、町長に伺うものであります。1つ目は学校図書館の役割についての考え方を町長、教育長それぞれにお伺いを致します。2つ目には子供たちの読書活動の現状と学校図書館の利用状況は活発になっているのか。児童生徒の図書委員の活動状況や全校一斉の読書活動などの実施状況はどのようにになっているのか伺うものであります。3つ目に美深町の蔵書の整備状況は学校図書館図書標準を満たしているのかどうか。また蔵書の整備についての考え方と課題解決の方策について伺うものであります。4つ目には平成19年度から23年度までの間に行われました学校図書館図書整備5ヵ年計画、これによりまして国費で総額1,000億円余の地方財政措置が行われたところでありますけれども美深町にありますてはこの予算措置としての図書整備費が充当され図書整備が行われたのか。どうかその点について伺うものであります。5つ目には子供の図書活動の推進に関する法律、平成13年12月公布、施行の法律でございますがこれに基づき地方公共団体においても子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定、公表することが努力義務とされておりまして平成20年の3月には第2次計画を策定してこの推進を図ろうと国が進めています。それを受けまして美深町では計画的あるいは体系的な整備が行われてきたのか。現状と今後の取り組みについて伺うものであります。そして6つ目には学校司書教諭の発令と配置状況の編成についてお伺いします。またこれら学校司書の有資格者の状況調査がどのようにになっているのか。そして今後の配置計画はどのように考えておられるのか合わせて伺うところであります。そして7つ目には地域との連携、ボランティアなどの活用や、美深町図書室でありますけれどもことの連携はどのように現在なっているのか。その状況について伺いたいと存じます。そして最後に8つ目として今あります学校図書館の蔵書のデータベース化。これらと教育の観点からいうコンピューターの整備あるいは図書の充実の中に新聞の配置についてその考え方について伺うものであります。以上町長と教育長にお伺い致します。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員から読書の秋ということで学校図書の関係について考え方を糺されておりますので私の方から前もって答弁をさせて頂きたいと思います。具体的に学校図書館の役割をどのように考えているか、こういうことでございます。子供たちの読書活動につきましては言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高めるそして想像力豊かにするなど、いってみれば学校生活の充実であるとか生きる力を身につけていく上で非常に大

切なものである。社会全体環境整備を進めていく必要があるとこういう風に考えているわけであります。こうしたことから学校図書館につきましては確かな学力が豊かな人間性を育むため読書活動や言語活動、情報能力、活用能力の育成を行うなど重要な役割を担っていると認識をしているわけであります。そういうことで学校図書の基本的な役割といいますかそういうことについて私の方からまずもってご答弁を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 岩崎議員の方から学校の図書についてのご質疑を頂いたところでございます。はじめに、学校図書館の役割についてですけれども、只今、町長の方から答弁がありますけれども基本的には私も同じ認識でございます。そういった中で子供たちが未来に向かって育っていくための知識等を得る場とそういった部分での学校の図書。資料の整理ですか図書の充実そういったことが求められることであろうと考えてございます。2つ目に子供たちの読書活動の現状と利用状況それから図書委員等の関係についてでございます。近年、小学校それから昨年は中学校の改築という形で進めてきました。そういった中で校舎の改築等により身近に本があるという状況がそういった環境が叶えられた状況にあるのかなと思います。そういった部分では従前に増して日常的に子供たちが本と触れある機会というのが増えたと。そういった部分では大変喜ばしいことだなということで学校の方からも日常的な活動の中でそういった状況が増えているとお聞きしているところでございます。ただ子供たちの本の貸し出し状況ということで見てみると全国的な利用状況に比べるとやはり低いという状況はあるのかなと思っています。また本町の場合は子供たちの読書、本を読むという推進をしたいということで数年前に各教室に学級文庫という形で備えさせていただきました。そういったものを通して日常的に本に親しんでいただけるという環境は整えられているかなという風に感じているところでございます。それから図書委員の活動でございますけれども主に子供たちが利用する時間帯に図書の整理・管理・貸し出しという形で、各学校で行っているという状況でございます。それから一斉読書等の取り組みでございますけども美深小学校では毎週火曜日の朝、全校で朝読書をしていると。その中で図書委員の担当になっている子供たちが低学年の読み聞かせ等も行っているという状況でございます。中学校では毎日、朝10分ほどですけれども読文の時間と言うことで朝読書の実施をもうずいぶん長いこと実施してきている状況にございます。また仁宇布小中学校では毎週火曜日、水曜日だったと思いますが朝読書の実施をしているという状況になってございます。各学校の蔵書等の状況でございますけれども基準値に比べてということでお話をしたいと思いますが美深小学校は現在1万1,000冊ほどの蔵

書となっております。学校の改修改築の時に一定程度整理をさせていただいている状況ですけれども今後に向けて少し整備をしてかなければなる部分もあるのだろうと思います。標準が6,500冊ですから、それに比べるとかなり多い本が整備をされている状況でございます。美深中学校は昨年の段階では1万1,000冊ほどの整備があったわけですけども昨年の改修改築に合わせて、かなり古い本もありましたのでそういった部分の整理をしていただいて現在4,800冊ほどです。標準が6,700冊ですから2,000冊位、今年度の状況で少ないと言う状況になろうかと思います。それから仁宇布小中学校については4,800冊の整理です。標準で行くと9,500冊ほどになります。仁宇布小中学校は小中併設校ですから小中併設校の基準というのはございませんので小学校、中学校それぞれの基準が適用されるものですからこういった形で非常に大きな数字になっているという状況です。やはり若干古い本もあるだろうと思います。そういったものの補充を含めて中学校については標準を目指して整備をしていくという考え方でございます。それから学校図書整備5ヵ年計画で国から予算措置された経費等の関係でございます。平成19年から5年間という形で今、お話し合った分については整理がされていたところでありますけどもこの5年間でみると本町の学校図書にかかる決算額で行きますと約770万円の整備、経費をかけてきています。ただ国の財政措置は地方交付税の中で算定されている関係があってなかなか正確な数字をつかめないというのが現状でございます。トータルで考えると一定の額の予算化はできているのではないかという風に考えている所でございます。それから子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく本町の取り組みでございます。計画そのものは、先ほど質疑にあった通り努力気味という形になってございます。本町の場合、法律に基づく計画を策定しているという状況では残念ながらございません。この間、計画についてどうなのだという議論は何回かしてきているところでございますけども現段階では策定をするという状況に至っていないという状況です。ただこれまでの取り組みとしては首相による計画的な検証、それから移動図書、それから活動としては読書感想文のコンクールやスタンプラリーと言ったような事業を長年展開しておりますし図書館の利用状況、利用時間これも夏場においては1時間延長するということで近年ずっと取り組んできております。それから以前にも質問があって増やした分ですが図書の返却場所の増設、そういうことも可能な限りという事ではありますけれども取り組んできていると。近年では図書室フェアという形で道立図書館の協力を得ながら実施をしてきているという形で読書活動の推進という風に進めさせていただいているという状況でございます。それから学校司書教諭の状況、それから今後の考え方についてでありますけども司書教諭の配置基準というのは基本的には12学級以上という形で定められている状況でござ

います。本町の場合は町内の学校すべてが現状は12学級に至っておりませんので具体的な司書教諭という形では扱ってはいないわけですけども、ただ司書教諭の資格を持つ教員の配置については先生の移動状況の中で確認をしながら努力をしてきている状況であります。学校の本文書等の中でそういう部分も位置づけをされてきているという状況でございます。そして有資格者が学校の中で図書の担当と協力をしながら整理・管理をしながら児童生徒の指導に当たってきているという状況でございます。次に地域との連携、ボランティアの活用等についてでございますけども各学校の状況によって若干の違いがございます。美深小学校では過去には高校生のボランティア等に来ていただいて読み聞かせをしたりということもございましたし仁宇布小中学校では現在、保護者の方々でボランティアとして来ていただいて読み聞かせそれから図書の整理等もお手伝いいただいているという状況でございます。COM100の図書室との連携ということでございますけどもまずCOM100の図書室事業等については各学校含めてPRの協力をいただいていることもありますし小学校では COM100の図書室を使って学習という形での子ども達が来て使うというような活動もされております。それから学校で必要とする図書がないときにCOM100の図書館と連携をして貸し出すとかそういうような事業取り組んで進めてきているというような状況でございます。それから最後になりますけども図書のデータベース化等の関係でございます。現在学校での図書のデータベース化という計画は具体的に思っておりません。ただ今回の中学校の改修改築に合わせて現段階、昨年来導入した図書については電子化について作業を進めているという状況があります。これらの状況を見ながらデータベース化については1つの課題として学校とも今後協議をしていく必要があるのかなと思っています。また新聞等につきましては現在、各学校にそれぞれ配置をしておりますけれども特に子供新聞等につきましては図書室に配置をされているという状況もありますし主に社会科等の中では新聞等を使った学習もされているという状況でございます。以上お答えとさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） ただいま8項目にわたってお答えを頂きました。学校図書館の役割については町長にしても教育長にしても非常に重要な役割を持った大切なものだという認識にあるということもお伺いしました。具体的に教育長にその2番目以降について具体的にお聞きをしていきたいと思うのですけれども非常に大切で重要な図書館の使命という事はお聞きしたとおりでございますけれども現状と相まっていろいろ課題がたくさんあると思うのですね。それらの課題解決に向けてどのような形で進めようとしているのか。具体策について具体的に協議をされているのか、あるいはこれからの協議なのかその辺につ

いてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学校図書館の課題ということですけれども先ほどのお話の中でも若干させていただきましたがやはり本が子供たちの身近にあるということがまず必要なことであろうと思います。そういう部分では小学校、中学校、仁宇布も学級図書等含めて一定程度整備をしてきたという認識を持っていますけどもただ仁宇布小中学校の部分については従来の形での図書室でございます。そういう部分で美深小学校、美深中学校と比べると身近な環境という部分ではもう一つ課題があるのかなという感じがします。それと合わせて先ほども申し上げましたが小学校、中学校については改修改築に合わせて図書の整理もやって頂きました。その中で、数はあっても言われる通り古い本ですかそういったものがありますから一定程度整備してきたという状況にあろうかと思います。そういう部分では仁宇布小中学校についてはそういう部分の今後の課題がまだ残っているかなと思いますし、合わせて先ほども若干お話しましたが中学校の図書を標準については整理をした結果、標準を割っているような状況でございますので、ただ昨年入れた図書も先程お話しした通りデータ化していますのでその作業に学校が追われているという状況ですから立て続けに毎年、毎年という形にはなかなかならないのですけれども学校のほうの作業も見極めながら予算化をしながら整理をしていきたいという考え方をしてございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これから逐一、整備を進めていきたいと言うお答えだったという風に思うですけども蔵書の関係で標準に満たしているか満たしていないかということも1つは大事なところなのですが答弁の中では古いものについては一応整理をしているというお話を聞きしましたけれども特に仁宇布小中学校は100年を迎えるという1つのエポックでありますし美深小学校、美深中学校に関しては新しい建物に変えたことによって蔵書の関係も整理をして子供達が読みやすい環境作りはされたと思うですね。仁宇布小中学校の蔵書の関係が非常に少ないというところがやっぱり大きな課題だと思うのですがある意味ここに集中的に年次計画なり立てしっかりと標準まで満たすような形を進めていく必要もあるかという風にも考えるところですがその辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 仁宇布小中学校については今年100年ということで非常に100年間あの形で学校を続けていただいたという事は非常に感謝するところでございます。そういう中で今、非常に大事な役割を担っている学校だと思っています。今の状況で環

境整備ができるかといいますとやはりその建物の問題やはり非常に老朽化しております。そういうった部分での建物整備が必要だと言うことが最初に来る大きな課題でございます。そういうったものを考える中で図書についてどうするかということをしっかり考えていく必要があるだろうと。それから先ほども申し上げましたけれども仁宇布小中学校の図書標準の数が小学校、中学校に比べると遙かに大きな標準です。これは先ほど申し上げた通り小学校中学校別々の算定になりますから、これを果たして標準として見ていいのかどうかと言う課題はあろうかと思います。課題は課題としておいてやはり適正な数がどれくらいなのだろうかという事は子供の数からいいたら4,000何百冊があるわけですから、これが不足している数かというと単純に数から行くとそうではないと思うのですが内容的なものを充分検討しながら現状でもそう大きな支障は出てないと思うのですけれども学習活動に支障にならないようにそれが満足されるような図書整備を進めていく必要があるという認識をしております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 器と中身と利用状況の問題ですね。先ほどそれぞれの小学校で児童委員も一生懸命やりながら、あるいは町のボランティアですか図書館との連携をとりながら進めていくということはお聞きしました。しかしながら貸出数が非常に全国レベルから低い状態にあるというお話を伺いました。利用状況の増進については一定のお考えがあるのかどうかということお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） やはりその学校の教育活動の中でどういう風にその部分を扱っていくかと言うことが非常に大きなことにかかるだろうと思っています。そういうった部分で、学校現場でどういった活動されるのか。小学校は改修が終わった後にああいった環境になったものですからあそこで本を読もうというような催しを開いたりとかそういうようなことを活動していました。そういうことがやっぱり教育活動の中で必要になって来るだろうと思います。学校としてどういう風にやっていくのかそれらに対して教育委員会はどういう風に支えて環境作っていくかということになろうかと思います。その部分については学校と充分協議しながら進めていくような形で行ければというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 子供たちに自主的に本を読んでもらうということも大事な部分ですけれどもやはりそれを裏で支える体制というのが非常に大事なところですね。そんな関係もあって司書教諭の問題というのは先ほどお聞きした通りですが、12学級以下の学校

にあってはおく必要がなかったというところでありますけれども活動報告書をずっと私の持ち得る分で見てきたところによりますと美深小学校にあっては平成16年、17年さらには23年、24年と司書教諭を置いているのですね。それが25年、26年には置いてないというその変遷はどのような中身だったのか必要がなくて置かなくなったのか先ほど答弁で言われる司書教諭の資格を持った方が率先して出てきてくれてそういう担当を置いたのかその辺のところどういう経過になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 司書教諭の今の配置の資料について私十分に認識をしていなかつたところでどの資料でお話しされたかちょっと不明な部分もあるのですけれども実は教育委員会として司書教諭を配置するという手続きはしておりません。司書教諭の配置そのものは教育委員会として配置する方法、それから学校の校長が配置をするという方法といずれの形であっても配置をするという行為には変わりはないのですけれどもうちの場合は校長先生にそういった形での役割を担っていただいております。そして具体的に司書教諭の配置そのものは学校の本文書の中で図書の担当教員を配置すればそれが司書教諭と位置付けできる形になっています。各学校とも当初の担当の配置については各学校の文書の中で実施をされておりるので具体的にはそれが司書教諭であるという風に関して問題無いわけでありましてそういった部分でその部分が報告として出されたり出されなかったりという状況があったのかなという風に思います。美深小学校の司書教諭の配置状況を見ますと大体、複数人、司書教諭の資格を持ったものが在籍しています。先ほども申し上げましたけれども異動等に関わってそういったことを出来る限り意識をしながらやってきているという状況でございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 議長ちょっと資料を取りに自席に戻ってもいいですか。

○議長（倉兼政彦君） どうぞ。

○7番（岩崎泰好君） この司書教諭の関係ですけども町が出しています事務報告書これをもとにして私が持ち得る事務報告書の中から抜粋して出して來たものです。ちなみに平成26年の中では311ページ、平成26年度主任等の命課状況ということで任命する形になっているはずなのですね。そこに生徒指導主事あるいは学年主任、教務主任、進路指導主事、保健主事その後に司書教諭という項目があるのですね。これは任命ですから26年についてはここに000という数字が並んでいるということは、実態はないということですね。今、答弁の中では司書教諭の資格を有する人たちが図書活動を進めていると言うことの答弁だったのですけれども実際にここに数字がないということは任命していないとい

うことですよ。ボランティアでやっているということなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） まずは事務報告書の部分で申し訳ございません。命課状況ということで先ほどお話しした通り学校の公文書についての命課そのものについては校長がするという形になっております。本町の場合はそういった形で進めてきておりますので同じ取り扱いの中で載ったり載らなかったりという風については大変申し訳ないのですが私どものほうの整理の一部誤り等もあったのかもしれません。ただ公文書の中では常に同じように図書を担当する教諭というのは各学校長が指名しておりますのでその中で行われているという認識でいる所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今ちょっと確認ですが事務報告書のこの0という数字は誤りであったということで良いのですか今の答弁は。ということでいいのですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 何かの加減でそういった形になってしまったのだろうと思います。その部分については大変申し訳なくおわび申し上げたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私が議員にさせていただいてから手元にもらった事務報告書の中身について全部チェックしました。持ち得るものは平成16年、17年、18年そして23年、24年、25年、今26年です。それらのことからチェックをしていくと16、17と23、24年と4年間は司書教諭が1という数字になっているのですね。これも誤りということですか。これは正解ということですか。25年に26年の00が誤りということですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 現段階で数字の確定したものについて今ご説明できないのですが基本的に各学校でそれぞれの担当をめいかしておりますので0というのは誤りであるという風に思っています。司書教諭そのものが有資格者であろうとなかろうと命課をすれば基本的には司書教諭と言う形になってこようかと思いますけれどもその中で有資格者が複数名いても時々の学校の事務割り、担当割りで必ずしも司書教諭の資格を持ったものが担当になるということではできない場合もありますのでそういった部分について先ほど申し上げた通り学校の中で協議しながら進めていると言うことでご説明申し上げたつもりでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 数字のことですから水掛け論になると困りますのでこれはやめますけれども、なぜその話をしたかというと子供たちに読書を一生懸命読んでいただけるような環境づくりのためには専門に学校図書館をどう運営していくかということの仕組みづくりが大事だという風に思うからです。そして居た、居ないは別問題にしても、今、学校図書館法によって従来の12学級以下は司書教諭を置かなくてもいいという項目がある意味運営化するような形で第6条としてしっかりと学校には司書教諭おかなければいけないという項目が加わりました。実施については明年以降の実施ということなのですがそれについてしっかりとそこに置いてより充実した学校図書館の運営にしていこうとしているのかその辺の考え方を伺いたいと思ったからです。お答えください。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 何回か答弁させていただいた形になるのですが先ほど申し上げた通り司書教諭そのもののめいかについては公文書の中で担当を決めて、それに、あなたはこの担当ですよと言うことで司書教諭と位置づけになります。そういった部分では12学級あろうとなかろうと現実としては司書教諭が示されているような状況になってございます。そういう形があった中でどういう風に協力をやっていこうかという話でございますのでまだその点についてはご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） そこで従来、司書教諭が報告書云々は別にしておいて居たという答えですからそれにも関わらず貸出数だけが物事を判断する基準ではないと思いますけれども学力テスト等の学力向上にも図書の役割は相当に大きいのだという数字の面でも文科省のページを見ると出ています。そういう意味では美深町の子供たちの学力向上のためにやっぱりもっと充実したしっかりとした図書館活動というのが進めるそういう時代にきているのではないかと。子育ての関係からしてもそこをもっと充実させる必要があるのでないかと私は思う1人のですがそれで実際問題、司書教諭というのは任命しているということなのですけれども他に学級担任を持ってたりあるいは専門の教科の担任を持っていたり自分の学校の教育活動のプラスの部分で任命するという形に従来なっていますから。先生方たちの本音を言うとある意味、今の学校教育の自分の抱えている部分だけでも大変なのにさらに司書教諭というのを頂くのは正直嬉しくないなと言う先生方の意見も拾っています。それから単に形だけはあるけれども大した事は出来ないよと本音の部分、そんなことが影響して図書館活動というのが活発に行われていないという現状も一方ではあるということを考えると、これからしっかりと任命していくと言ふことですけれども更に1歩進んで学校司書という形で専属の人間、これは事務官として入るという風になっていま

す。教諭に学校司書を任せるのでなくして学校図書館を学校司書に司書の資格を持った方を事務としてしっかりと雇い入れてそして学校図書館を運営して子供たちの読書の環境をしっかり作っていくと言う方法も1つはあります。そのへんの考え方方が今後の展開としてどう考えるかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 司書教諭の配置に関わって今、議員がおっしゃられた通り先生方がいろんな辛さがあるというお話がありますけれども今の教育活動そのものを含めて子供の数だとかクラスの数だとかで先生方の点数が決まってきていますから。いろんな社会的な要請に応えると言う部分で非常にご苦労されているということがその背景にはあるのだろうと思います。正直言って図書だけに限らず、すべての部分で忙しい思いをされているというそういう状況の中でのお話だったのだろうなと。実態としてはよく認識をするところでございます。司書教諭の配置そのものについては教員の点数配置の中でそういうものが考慮されないと基本的に司書教諭そのものを単独でおくという形にはなかなかなりません。そこで今ご質問がありました学校司書という形での質問でございます。平成24年以降の国の方の計画の中ではそういったことを念頭におきながら進めるべきだという考え方が出されております。ただこれらに関わる財源等の一定の措置もされているようですが学校司書を1名置くことができる状況には当然そういった大きな金額ではありませんしなかなかいろんな状況考えると厳しいと教育委員会としての思いであります。そういった中で学校司書、司書の資格を持ったものということでお話がありましたけれども国ではそれがベストでしょうけれども必ずしもそうでなければならないという事でもないようでございます。ですからいろんなことを想定しながらそういったものが確保できるのかできないのか、そういったことについては協議をさせて頂きたいというふうに考えてございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 教育長、我々に学校司書というところは非常に大事なところだと思っています。従来の司書教諭というのはひとつの仕事を持つながらそれもこなさなければいけないというやっぱりそこにあることを考慮すると少ない教員数の中では、当然負担も大きくなる。そうするよりもしっかりと学校司書という形を置いてこの街でしかできない独自の教育環境を作り上げていくということもこれからの中深町の子育ての面では非常に大事になるのではないかと思うところですがその辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） この街でしかできない図書教育を利用した教育と言うのですか

そういうことがどういった形を考えていいかそういう形ができるのか。残念ながら今、現段階でこういった形というイメージをしていないものですから具体的なお答えはできないわけですけれども先ほど申し上げた通りいろんなとりすすめの中でそういうものが見いだしていればそれは1つの方法としてあるのかなと思います。それからそこまでいかないにしても自助的に子供たちの本に対する環境と言いますかそういうものをどう作っていくか、そういう事はしっかり考えさせていただければと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） ちょっと方向を変えますけれども実は私も中学校に2度程、訪問させていただいて頂く機会がありました。1つ目は給食の問題でお伺いしたことと開校に向けてのレセプションの時の2回でした。その中で非常に2階のスペース、中学校に限ってですが2階のスペースに図書館としての蔵書のコーナーがたくさん作られておりました。私ずっと一通り目を通していただいたのですが先ほど蔵書の関係で1つ苦言と言いますが考えてほしいことが1つありました。というのはこの街の歴史について美深町史は昔からずっと並べてありました。もうすでに第12集までになります。美深町郷土資料という形で研究紀要が教育委員会のご予算をいただいて郷土研究を作っています。これには多くの実際に自分との関わり、自分のおじいさんおばあさんであったりあるいは曾祖父さんであったり曾祖母さんであったりそんな自分との関わり合いの文章の中身がずっと連綿と書かれています。これらのものが探したのですが見当たらないのです。郷土研究会では教育委員会に一定の数は報告として出しているのですが午前中の同僚議員の質問にもあった歴史認識の問題、町を作ってこられた歴史の問題それらについて具体的な読める資料としてこれらは非常に重要な位置を占めると思っているのですね。それらが実際にあそこの書架の中には入っていない。非常に残念に思いましたがそれらについて出来たばかりですからこれからを考えもあるのでしょうかけれども入っていないという事実に対してどのような考え方でいるのか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 非常に大切なご指摘をいただいたと思ってございます。言われる通り町の図書室の方には整備をしているわけですがそれでもそういう部分ではやはり少し抜けていた部分だろうと思います。今後そういう部分については各学校について整備をしていただくように勧めてきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 教育の現場というのは全国一律の教育をすることも大事なところですが、この地方に生まれて、この地方で育ち、この地方から出てまたある時この地方に

帰ってくるようなそんな教育の中身というのもこれから具体的に何かの方法でしていくかな
ければいけないというふうに私は思う1人です。それがこの町の人口減少というような現
象に対して一定の歯止めをかけることも一部として考えられることであろうと思います。
ですから全国均一のその学習の中身ではなくて、この町で生まれ育ってこの町を出て行く
人たちに、また帰ってくる故郷としてこの町をしっかりと教えていくとそんな教育の体系と
いうのもこの町独自の手法としてやはり教育の中に入れていく必要があると。それには1
つにはそういう読む習慣をつける、書に親しむ習慣をつける、そんな学校図書館の存在と
いうのは大事なとこだという風に思っています。それらをしっかりと進めていただく意味
でも学校図書の充実を図ってほしいところですが、もう一方、先ほどは貸出数が少ないと
いうことでありましたけれども実際カリキュラムの時間の中では制限があるのだろうと思
いますが朝晩の読書に触れる機会ですとか実際作っておられるという事も含めて単に書家
だけを並べるのではなくてそれを読めるような場所といいますかサロン的なものというの
もこれから環境の中では気軽に本をひっぱり出してそこで読める、時間を許す限り読める
のだよというようなそういう場所も必要になってくると思うのですけれどもそれらの整備
についてはどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 美深小学校、美深中学校で言いますとそういった部分もかなり
意識をして校舎の整備ができたものと思っています。中学校、先ほどご指摘ありますけれ
ども図書室の周りの開放的な空間の中でテーブルを置いてそういった形で座って見られる
とそういった環境も作っていますし小学校も図書と並んでフリースペースがあります。そ
ういったことを意識して多目的に使えるという意識で整備をしてきていますのでそこをう
まく活用して教育活動が進んでいっていただければありがたいかなと思ってございます。
ただ先ほど申し上げた通り仁宇布小中学校についてはまだまだそういった環境にはありま
せんので先ほど申し上げた通りの課題の中で考えていく必要があるかなという認識でござ
います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 先ほどの新聞の配置についてのお答えの中すでに新聞は学校図
書館に置いて学校教育の中で活用していると話がありました。これについては実際に図書
館の中に新聞を配置してそれを活用して教育の場でどの様な形で進めているのかそれにつ
いてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 新聞については図書館に置かせていただいているのは子供新聞

という形でございます。一般の新聞については図書室には残念ながら今、置いていません。それから授業の中で実際にやられている部分については特に中学校等については最近でいければ国で今議論されている法律の関係ですとかそういったものに関わっての授業ですとか小学校等でいけば子供新聞を使ってその中に書かれているものを題材とした授業が展開されているということでお聞きをしてございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 実際に子供新聞というのは週に1度発行されているのですね。それについては学校図書館に置いていると。それぞれの学校図書館に置いていると。それをまた活用して教育に使っているということでよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 子供新聞は小学生対象のものですから仁宇布については充分スペース的に置かれていないという事実があります。小学校については掲示をしているという形で利用されているという状況です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 実は昨年にさかのぼるのですが議会広報の研修委員会で色々研修地を探しながら研修に向かった経緯があります。その中で北海道新聞のNI推進室の室長さんとお話をさせていただいて色々新聞の紙面割付のお話なども進めさせて頂きました。その折に、ぜひ美深の中学校でもnewspaper educationこれを使って学校の新聞を教材にして活用するというそんな手法をぜひ北海道新聞と取り組みをして頂きたいということで教育長によろしく言って頂きたいというお話がありました。実際今、平成25年の数では道内実践校が37校ほどあります。特に社会科の勉強の中では新聞を読む習慣ではこれは結果にも読書にもつながっていくということで非常に効果の上がる形だというふうにお聞きしておりますけどもこれらの実践校に今後、手を挙げていくようなお考えはあるのかないのかお答を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 通常、実践校というとスタートの段階での取り組みということで実践校そのものが何処まで続くのかということだろうと思います。今、お話し申し上げた通りそういう実践校等からの情報もいただきながらやっていくということこれは広く全国の学校に情報発信するための実践校ですからそういった部分で今の段階で実践校になると言うよりはそういうものを有効に利用させていただいてその中で子供たちの活動を進めていくということで取り組んでいかなければいいのではないかというふうに考えています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 非常にいろいろ課題が多々あると思いますけどもぜひこの美深としての子どもの読書活動の推進に関する法律に基づくそんな基本的な計画というのはこれからやはり立ち上げるべき時にきていたのだと思いますがそれらについて立ち上げてきちんと取り組んでいくのか、それとも現状のままでいくのか、その辺のお答を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 計画を立てないから現状で良しとしているという事ではございません。これまでの中でも計画書そのものの腰を作りながらこれを計画書として1つの形とするのがいいのかどうなのかということも何回か、ここ数年の中では議論がされてきていたのは事実でございます。その結果なかなかその計画書として出すそのものについての優位性といいますかそういうものを充分認識、まだできていないと言うことで現段階では計画書としての形としてできている状況ではございません。ただ内容的には一定程度整理を何回かしてきていると言うのも事実でございます。現在、社会教育規約の見直しの年ですからそういうものも含めて充分検討していきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 一般質問は結論を見るところではございませんので注意して発言してください。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは今年100周年を迎えた仁宇布小中学校の学校図書の充実とそれから環境の整備等について最後にどのように進めていこうとしておられるのか、それをお聞きして最後の質問にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほどから何回か答弁している部分に尽くるかなと思いますけどもなんといっても今、仁宇布小中学校の取り組んでいる事業というのが非常に大きな意味を持っていると認識をしています。また地域的にもその学校があるという存続の意義、そういうものが大きな意味があるだろうと思います。ただそのことが全町的に全体的なご指示を頂いているのかどうなのかといったこともやはり見極めていく必要があるだろうと思っています。そういう中で教育委員会としては必要な学校だと思っていますし地域の活性化と言う部分を含めて大切な学校だと思っていますので町民の皆様のいろんなご意見を伺う中でやはりその辺の部分については見極めをして、叶うのであれば改修等によって教育環境そういうものが整うことが1番ベストであります。そういうことを進んでいけば有り難いなというふうに認識をしているところでございます。そういう中で図書については基本的な整備については、といった中で考えて行かなければならぬと思

いますしそれに至るまでの間でも再度、図書等を今回のご質問頂いた状況の中でしっかりと見直しをしながら現状の中で充分どこまでできるかというのはあろうかと思いますけども可能な範囲で整備をするよう努めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で一般質問を終わります。

◎ 日程第6 議案第44号 美深町個人情報保護条例等の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第44号 美深町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号 美深町個人情報保護条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が平成25年に公布され、この間、マイナンバー制度の準備が進められて参りました。いよいよこの10月から個人番号の付番、通知をはじめとする運用がスタート致します。提案の条例改正につきましてはこの番号利用法の施行にかかるて2つの条例を改正するものであります。まず個人情報保護条例については、この番号利用法に定められている特定個人情報などの適正な取り扱いや、本人がその内容を確認できるようにするための規定を整備するものであります。そして手数料徴収条例では個人情報カードの再発行手数料などを定めて新たな法制度に適合させる改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案決定頂けます様お願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。議案書1ページを開き頂きたいと思います。

議案第44号 美深町個人情報保護条例等の一部改正について
美深町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

4条からなる条例を定めようとするものでございますけれども、資料をつけてござります。2枚めくっていただきまして、5ページをご覧頂きたいと思います。新旧対照表をお付けしてございますけれども、ただいま町長の方から提案説明あった通りマイナンバー制度の実施に伴う条例改正でございます。非常に長い法律名称でございますけれども、この10月から個人番号の付番が開始され、通知されることに伴いこの法律が施行されるものでございますけれども、この法律の施行に伴いまして2つの条例、美深町個人情報保護条例と美深町手数料徴収条例、この2つの条例を1つの条例で改正しようとするものでござい

ます。なお法律が非常に長い名称でございますのでこの条例では略称して番号利用法という風にしてございますのでご了承頂きたいと思います。改正の概要でございますけども、まず、美深町個人情報保護条例の改正でございます。これは第1条と第2条にわたっての改正になってございます。番号利用法第31条に基づきと記載してございますけれども、31条につきましては地方公共団体等が保有する特定個人情報、この保護についてこの法の第31条では唱ってございまして特定個人情報これは番号利用法の中で定義されておりますが個人番号を内容に含む個人情報という風に定義されてございまして、この特定個人情報についての適正な取扱いの確保並びに開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止これらについて実施するための必要な措置等を行うということでございますが法律の施行に伴いましてそれぞれ施行期日が違ってまいりますのでそれぞれ1条と2条に分けて唱うものでございますが第1条につきましては10月5日の法の施行にかかる事項の改正でございます。これは個人番号の付番の開始が行われます。これに伴うものでございます。次、第2条が情報提供等の記録について、この情報提供等の記録については後ほどご説明させて頂きますがこれに関する事項について法律の施行日に合わせて条例を改正するというものでございます。次に手数料徴収条例の改正でございますけども3条と4条に分けてこれも改正しようとするものでございます。この手数料条例の改正につきましては通知カードと個人番号カードこの再交付の手数料に関して定めようとするものでございます。また住民基本台帳カードこの交付が必要なくなりますのでこれらの手数料等の規定について整備をしようとするものでございます。まず第3条につきましては通知カードの再交付の手数料を定めるものでございまして初回につきましては無料で交付されますが紛失等によって再交付をする場合については手数料を必要とするものと定めるものでございまして通知カードによる個人番号の通知の開始これが本年10月となってございます。従いまして第1条の改正につきましてと同様に法の施行日が10月5日となる事項による改正でございます。第4条につきましては個人番号カードの再交付の手数料に関する規定でございます。また個人番号カードの発行によりまして住民基本台帳カードこの交付が行われなくなりますのでこれらの所要の改正を行うものでございます。

それでは下の新旧対照表をご覧頂きたいと思います。まず第1条関係、美深町個人情報保護条例の一部改正でございまして本年10月5日施行分の改正でございます。第2条、定義の改正でございますけれども現行の個人情報の定義、この定義では事業を営む個人の当該事業に関する情報については個人情報から除外をされてございます。これは事業を営む者、会社で言えば役員ということになろうかと思いますけれどもこの役員につきましてはその法人等に変わって行為をする機関であるというそういう位置付けがされておりま

す。従ってその法人等の情報の一部であるという風に考えられておりまして現行の個人情報からは除外をされているということありますが、しかし番号利用法これでは個人情報には該当しないが特定個人情報に該当する情報が存在するという風にされておりまして番号利用法上からは除外をされておりません。従いまして番号利用法上の特定個人情報について個人情報に含まれるという風に条例を改正するものでございます。なおこれ以降の規定、情報の収集ですとか提供の請求これらに関する各事項の規定これについては個人情報と特定個人情報と分けて定める内容となってございます。それでは次、6ページをお開き頂きたいと思います。第2条、第2号の改正です。特定個人情報についての定義を条例でも定めるということでございまして番号利用法の規定を引用して定めるものでございまして個人番号をその内容に含む個人情報と定義するものでございます。次、第8条の改正でございます。個人情報の収集の制限についての規定でございますけどもこれは個人情報、従来の個人情報と特定個人情報に分けて規定をしようとするものでございまして第8条には個人情報を、そして特定個人情報に関しては第8条の2を新設して定めるものでございます。なお現行の文言も一部整理をしてございます。次に7ページ、6ページの最後から7ページにかけてですね。第9条の改正でございますけれども、これも第8条と同様でございまして第9条につきましては個人情報の利用及び提供の制限について、きておりますが特定個人情報について、利用の制限の規定について第9条の2を新設して定めます。また第9条の3には提供の制限について定めようとするものでございます。次にこのページの一番下、第11条でございます。電子計算組織結合の制限の規定でございまして番号利用法では情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報紹介があった場合これに対しては提供の義務が生じるという風に法律で唱わっております。したがいまして個人情報からこの場合、特定個人情報を除くことによって特定個人情報については電子計算組織結合の制限を解除するというそういった内容の改正でございます。なおこの場合においても番号利用法に規定された場合に限り情報が提供できるのだということ、その旨を次のページ第11条の第2項にその旨を唱うものでございます。次、第14条の改正でございます。削除の請求に関する規定、さらにその下、第15条、利用等の中止の請求に関する規定でございますけどもそれぞれ特定個人情報に関してこれを加える改正でございます。次、第15条の2これは新設でございますけれども番号利用法第28条で特定個人情報ファイルの作成の制限ということが唱わっております。これに違反した場合については利用の停止請求ができるという事を規定するものでございます。次、第16条でございます。代理人に関する規定でございますけれども現行の規定では本人に代わって請求できるものを法定代理人としております。しかし番号利用法では任意代理人による請求を認めている。

のことから特定個人情報に関しては任意代理人による請求ができるよう条文を整備しようとするものでございます。次、第17条の改正でございますけれどもこれは文言の整理でございます。第1項、第4号の用語これは適正な使い方に改めるものでございまして、また第3項の規定これは第16条において任意代理人による請求を認めたことによる改正でございます。次、第18条、利用の一時停止に関する規定でございましてこれらの但し書きを加えまして例外規定として法令に基づく提供しなければならない時ということで、一時停止に関して法令に基づく場合に関してはこれができるのだということを加えるものでございます。第20条が開示等の実施に関する規定でございますけれども現行の規定の誤りをあらためるものでございます。文言に誤りがございましたので今回の改正にあわせてその文言を改めようとするものでございます。次に第27条の改正でございますけれども他の制度との調整に関する規定でございます。これは現行の規定では他方例の規定によって開示等の請求が認められている場合についてはその他方例の規定によってできるという風にされております。しかし特定個人情報に関しては個人情報保護条例と他方例を重ねて行う要するに両方を行う必要があるのだということから個人情報の規定から特定個人情報を除くものでございます。第3項の改正につきましては第15条の2、これは特定個人情報ファイルに関する規定でございますけれどもこれを加えるものでございます。以上が第1条に関しての説明とさせて頂きますが次、第2条関係これも個人情報保護条例の一部改正でございますけども第1条第5号に掲げる規定の施行の日と施行期日が書いてございますけれどもこれは冒頭申しあげました情報提供ネットワークシステムこれを使用した特定個人情報の提供の開始の日を想定したというものでございます。このシステムを使用した特定個人情報の提供に関する規定につきましてはこの法律の公布の日から起算して4年以内に4年を超えない範囲内において政令を定めるという風に法律で唱われてございますけれども現状では29年1月を予定しているようでございます。この情報ネットワークシステムに関わって若干前置きの説明をさせて頂きたいと思いますけども番号制度についてはご承知の通り社会保障税の分野での情報を個人番号それぞれ付してこれらの情報を適切かつ正確にやり取りすることによってきめの細かい社会保障の給付あるいは正確な行政を執行するために行うことになることになっております。そしてこの情報提供ネットワークシステムによって正確かつ迅速に情報提供が行われるようにするのだという風にされてございます。また不正な情報提供がされないようにするということが唱われてございます。そこでこの情報提供を求めることができる機関さらには情報提供をすることができる機関さらには利用事務またその提供することができる特定個人情報これらについては全て法律で唱われていわゆるがんじがらめになっているという所でありますし、またこの情報を求め

ることができる機関を情報紹介機関と法律の中では唱っていますしこの条例の中でもそういう風に唱ってございます。また情報提供することができる機関を情報提供者という風に法律では定義付けされこの条例の中でもそういう風に使ってございます。そしてこの情報のやりとり、情報紹介者と情報提供者の間でこれを直接的に行うのではなくて全て情報提供ネットワークシステムこれは総務大臣が設置をして管理をするということになってございます。このネットワークシステムを開始することとされてございましてさらにこのネットワークシステムでやり取りした情報については記録がされることとなっております。情報のやり取りの記録、ことを情報提供と記録という風に定義されてきてございます。この条例改正の第2条につきましては情報提供等の記録について改正しようとするものでございます。それでは11ページの新旧対照表に入っていきたいと思いますけれどもまず第2条これは定義の改正でございまして先ほど定義の改正を行いましたけれどもさらに第3号として用語の定義を加えてここに情報提供と記録という風に定義付けします。これは番号利用法から引用をして唱うものでございます。次、9条の2以降の各条項の改正内容でございますけどもまず第9条の2、第2項の改正さらに一番下、第14条の改正次のページ第15条の改正さらに第15条の2の改正ですけれども全て情報提供と記録について特定個人情報または個人情報からこれは除外をするという改正でございます。これにつきましては情報提供等の記録については一切の目的外利用、削除の請求、利用中止の請求これらが認められていないということでこれらの部分については対象外とするということからそれぞれ条文からこの部分については削除するということでございます。それから第20条の改正これは訂正がある場合でございます。情報提供の記録に訂正がある場合、この場合については総務大臣、情報紹介者、情報提供者に訂正の決定の通知を行う旨を定めるということで訂正についてはそれぞれ情報紹介者、提供者、総務大臣にも通知をするという改正でございます。以上が第2条に関する説明とさせて頂きます。次に14ページ第3条関係、手数料徴収条例の一部改正でございまして10月5日施行に係る部分でございます。第2条の手数料の種類と金額ここに通知カードの再発行の手数料を掲げるものでございまして1件につき500円とするものでございます。手数料の金額につきましては総務省が示しております基準額これに基づき改正をしようとするものでございます。次15ページでございますけども同じく手数料条例の一部改正でございまして、これは28年の1月1日の施行に係る部分でございまして個人番号の利用開始とともに個人番号カードの交付が開始されます。これが28年の1月1日でございましてこの個人番号カードにつきましても通知カードと同様に初回の交付は無料でございます。これは申請に基づいて交付することになりますけれどもこのカードにつきましても再発行、紛失等について再発行す

る際について手数料を徴収するために改正をするものでございます。これにつきましては手数料につきましては1件につき800円とするものでございましてこの金額につきましても通知カードと同様に総務省の示す金額に基づくものでございます。次に現行、第2条第16号住民基本台帳カードの交付等に関する規定でございますけどもこれについては削除をするというものです。個人番号カードの運用開始に伴いましてこの個人番号カードが住民基本台帳カードに変わるものとなります。住民基本台帳カードの交付手続きにつきましては平成27年12月28日で終了するということでございまして、なおこの交付終了日までに公布されました住民基本台帳カードにつきましては有効期限の満了までは引き続き使用ができるということでございます。次、最後、附則の欄でございますけども附則第2項の経過措置でございましてこれは第4条の施行の期日前、住民基本台帳カードの廃止の施行期日前にこの納付すべきカードの手数料等がある場合については従前の例によるのだという経過措置の規定でございます。以上議案第44号の説明を終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第44号の説明を終わります。

◎ 日程第7 議案第45号乃至議案第47号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、から 議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。議案第45号乃至議案第47号について一括して提案の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号、46号、47号で提出しております一部事務組合3件の規約変更に係る協議について提案説明申し上げます。この3件の組合規約の変更につきましては組合構成団体の加入並びに脱退に伴う変更が都度なるものでございますがこれに加えて45号議案では法改正に伴う目的規定の改正、46号議案では規約を縦書きから横書きに改める改正を行うこととされています。これらの規約の変更について関係団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の16ページをお開き頂きたいと思います。議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することについて地方自治法

第290条の規定により議会の議決を求める。

資料でご説明を申し上げます。1枚めくって頂きたいと思います。まず第1条の改正でございますけどもこれにつきましては目的規定でありまして現行の規定では地方公務員共済法の第11章に基づきという風に記載されてございますが、地方議会議員の年金制度これは廃止をされておりましてこの地方公務員等共済法の第11章については既に削除されてございます。従いまして目的規定からこの部分を削除いたしまして、新たに議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的すると目的規定を改めるものでございます。次に別表第1の改正でございまして、それぞれ左側のアンダーラインにあるところの一部事務組合について削除をし、右側の下にある、とかち広域消防事務組合というものがありますけれどもこれを新たに加えようとするものでございます。十勝管内6つの一部事務組合が解散を致します。新たに十勝管内にこれらの消防本部を統合いたしまして管内19市町村による広域の消防事務組合となるということでございまして、この新たに管内19市町村を統括する十勝広域消防事務組合が管理することによって新たに加えるものでございましてさらに左側につきましては解散によって削除するものでございます。上から道央地区環境衛生組合・東十勝消防事務組合・西十勝消防組合・南十勝消防事務組合・北十勝消防事務組合・南渡島青少年指導センター組合これらについて解散に伴いまして削除をするものでございます。この規約の施行期日でございますけども総務大臣の許可の日からということでございますけれども東西南北の消防組合・消防事務組合の削除に係る部分につきましては平成28年4月1日から施行するということでございます。次、19ページ、議案第46号でございます。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

これも1枚めくっていただきまして現行の規約が縦書きで唱われてございますがこれを横書きに改めるという一つの改正でございます。縦書きはなかなか見づらい部分がございますので下の21ページの横書きで改めてご説明申し上げます。これも議案第45号と同様です。6つの一部事務組合を削りまして右側、十勝広域消防事務組合を加えるものでございます。施行期日につきましては先ほどと同様でございます。総務大臣の許可の日からでありますけれども東西南北の十勝に係る消防事務組合につきましては28年4月1日から施行するということでございます。次23ページを開き頂きたいと思います。

議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の

規定により議会の議決を求める。

これも1枚めくっていただきまして25ページをご覧頂きたいと思います。これは別表の1と別表の2の改正でございまして、まず別表第1に付きましてはこの組合を組織する地方公共団体に関する改正でございまして先ほどと同様、道央地区環境衛生組合・南渡島青少年指導センター組合さらに十勝管内では先ほどの東西南北の消防事務組合・一部事務組合を削除するものでございまして現在、改正後の団体数につきまして石狩振興局については15、渡島総合振興局につきましては16、十勝総合振興局については25となるものでございます。次、26ページの改正でございます。これは共同処理する事務に関する表でございますがこの表でそれぞれ議案の第45号、46号でご説明致しましたが十勝管内の6つの消防本部が統合して1つの消防本部になるということでありましたが、ただ非常勤の消防団にかかる事務、これにつきましてはそれぞれの市町村が行うということになってございます。従いましてこの別表の第2の第1項の非常勤消防団に係る損害補償に関する事務、ここから東西南北の消防事務組合、更に池北三町行政事務組合これは消防の事務と合わせて一般廃棄物処理の事務もやっているようありますけれども、これらの組合、事務組合から消防団に関する事務については削除をするということでこの部分についてはアンダーラインの部分については削除致します。そして右側、共同処理する団体として音更町、以下、浦幌町まで十勝管内18市町村を加えるものでございます。次に別表第2の第9項の改正でございますけども、ここは非常勤職員の災害補償に関する事務でございまして、これにつきましてはこれまでと同様、道央地区環境衛生組合・南渡島青少年指導センター組合・東西南北の消防組合、消防事務組合を削除いたしまして右側一番下の方にあります、十勝広域消防事務組合これを加えるものでございます。この規約の不足につきましても施行日につきましては総務大臣の許可の日ということでございますが別表第2の十勝管内の東西南北の消防組合、消防事務組合これら池北三町行政事務組合を削る規定につきましては28年4月1日から施行するということでございます。以上、議案の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を進めます。はじめに議案第45号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてに関して質疑を行います。なければ質疑を終了致します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第45号について採決を行います。議案第45号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑を行います。なければ質疑を終了致します。討論を行いますが討論はござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第46号について採決行います。議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。次に議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。ありませんか。なければ終了致します。これから討論を行いますが討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第47号について採決を行います。議案第47号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第47号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案の通り可決されました。

ここで暫時休憩を致します。再開は15時丁度と致します。

午後 14時39分 休憩

午後 15時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開致します。

◎ 日程第8 議案第48号乃至議案第51号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 日程第8 議案第48号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第51号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第48号から議案第51号で提出しております一般会計及び

3 特別会計補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第48号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第6号）でございますが今回の補正予算につきましては、1つは低所得者等などへの生活支援、木質バイオマス熱供給を中心とした恩根内市街地整備の検討にかかる予算、チョウザメ产业化に向けた製品開発、販売拡大事業への支援など新たな事業や事業増加への対応さらに融雪災害などによる被災地施設の復旧や施設修繕など緊急性のあるものについて予算措置をしておりますが新たな事業を中心に説明して参ります。まず総務費でございますが本町における木質バイオマスの活用については昨年、美深温泉に木質バイオマスボイラーを導入したほか更なる可能性を検討してまいりましたが新たに恩根内市街地においてこれを活用した熱供給ができないか具体的な調査を進めて参ります。また仁宇布川の水力発電放流水がチョウザメの飼育に活用できなかと、こういうご意見を頂きましたので関係する専門機関等の協力により調査を実施してその可能性を探って参りたいというふうに考えております。次に民生費ですがこの間、消費税の増税や電気料の値上げなどにより家計の負担は未だ厳しい状況が続いております。今年度も温もり助成事業を実施して特に生活費がかさむ冬期間における低所得者の生活の安定を図ってまいります。次に商工費ですが、チョウザメの产业化に向けて現在、北大大学院と包括連携協定を結ぶ中で旧恩根内小学校のプールを活用した半循環式チョウザメ陸上養殖プラントで養殖を進めているのはご承知の通りでありますがチョウザメも順調に生育しております魚肉等の製品化を促進するため加工施設の整備などが必要となって参りました。事業主体となる美深振興公社では約3,000万円の事業費を見込んでおりますが、町といたしましてもこれに財政支援をして参りたいと考えております。土木費・災害復旧費におきましては融雪等によって被災した黒瀬川の災害復旧に係る工事請負費合わせて河川管理用地の取得費用を措置しております。

次に歳入でありますけども追加補正に係る事業の財源につきましては国、道、補助金など特定財源を充てるほか過疎債、ソフト事業に係る過疎債でありますけれども、対象となる事業について借入額を見直してまいりますのと臨時財政対策債について借入可能額の全額を計上しております。不足する財源については前年度繰越金をもって充てます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ6,437万2,000円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ47億9,742万2,000円となるものであります。次に議案第49号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正につきましては社会保障税番号制度いわゆるマイナンバー制度の準備として国民健康保険システムの改修経費を追加するほか後期高齢者支援金など社会保険診療報酬支払基金が算定する平成27年度の額の確定に伴う予算措置を行うもの

であります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 6 6 万 3,000 円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7 億 1,276 万 3,000 円となるものであります。次に議案第 50 号 平成 27 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。この会計につきましてもマイナンバー制度の準備として後期高齢者医療保険システムの改修経費を追加するものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 35 万 1,000 円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7,757 万 1,000 円となるものであります。次に議案第 51 号 平成 27 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。この会計につきましてもマイナンバー制度に係る介護保険システムの改修経費、そして平成 26 年度の実績により国・道支払基金からの負担金補助金等の額が確定致しましたので超過交付となっている 870 万 5,000 円の返還金を計上しているものであります。この返還金の財源は介護給付費準備基金からの繰り入れ金で措置しております。これにより介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 961 万 4,000 円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 6,384 万 6,000 円となるものであります。以上一般会計及び 3 特別会計の補正予算の提案説明とさせて頂きます。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第 48 号についてご説明をさせて頂きます。

議案第 48 号 平成 27 年度美深町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年度美深町一般会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 羽野住民課長

○住民生活課長（羽野保則君） 別冊配布の議案第 49 号についてご説明をさせて頂きます。

議案第 49 号 平成 27 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長

○保健福祉課長（望月清貴君） 別冊配布の議案第 51 号についてご説明をさせて頂きます。

議案第51号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第48号から議案第51号までの説明を終わります。

◎ 日程第9 認定第1号乃至認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは認定第1号から認定第7号まで決算認定全体をご説明申しあげたいと思います。平成26年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして、全7会計の決算状況を説明申し上げます。まず一般会計でありますけれども平成26年度は商工業担い手支援補助制度・医療費助成の拡大・スキー場景観整備などの新たな事業の実施、米麦乾燥施設に対する補助や美深中学校の改修・改築、給食センター建設、温泉バイオマスボイラーの整備、消防の庁舎改修や無線のデジタル化など大型の施設整備が集中したことで決算規模は前年度を大きく上回っている状況であります。歳入では町税は前年並みでございましたけども臨時財政対策歳入を含めた実質的な地方を交付税総額は大きく減少しております。具体的には2億3,000万円ほどの減少であります。施設整備の財源として地方債を活用した為、町債残高が増加しておりますがその一方で基金からの繰り入れを抑えたことと公共施設の維持管理に備えた積立によって基金の年度末残高も増加している状況にあります。こうした財政運営によりまして実質収支は3億6,829万8,000円ほどの黒字となっております。例年ですとこの決算剰余金の半分を財政調整基金に積み立てるわけでありますけども将来的な備えとして公共施設整備基金に積み立てることが適当と判断いたしまして全額を平成27年度に繰り越しをして積立の予算措置を行ったところであります。財政収支については1つとしては財政経常収支比率、2つ目としては公債費負担比率、3つ目は実質公債費比率いずれの数値も前年度を上回っております。危険な領域まではまだまだ遠いことはいえ健全な財政運営にこれからも意を排して参りたいと考えている所であります。次に認定第2号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計決算につきましては加入被保険者数が引き続き減少傾向にありまして前年度比較5.7%の減少、国保税についても1.9%の減少となっております。保険給付金に付きましては入院件数などの減少によりまして11.3%が減少しております。これよりまして歳入総

額 6 億 4 , 5 5 1 万 4 , 1 8 5 円、歳出総額 6 億 1 , 9 4 3 万 3 , 6 9 0 円、差し引 2 , 6 0 8 万 4 9 5 円の黒字となっており、このうち 1 , 4 0 0 万円を基金に編入し、残りの 1 , 2 0 8 万円 4 9 5 円を翌年度に繰り越したところであります。国保財政調整基金の年度末現在高は 1 億 7 3 5 万 3 , 8 8 8 円となっている状況であります。次に認定第 3 号 平成 2 6 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、加入被保険者数は前年度比較 1 . 3 % の増加、後期高齢者医療保険料についても 2 . 5 % の増加となりました。歳入総額 7 , 4 1 0 万 6 , 5 6 6 円、歳出総額 7 , 4 0 2 万 8 , 5 6 6 円、差し引 7 万 8 , 0 0 0 円を翌年度に繰り越し致しますがこれは平成 2 7 年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となるものであります。次に認定第 4 号 平成 2 6 年度美深町介護保険特別会計決算について申し上げます。平成 2 6 年度の第 1 号被保険者数及び要介護・要支援認定者数は前年度とほぼ同数で推移致しましたけれども保険給付金については前年度から 5 . 7 % 増加しております。決算額は歳入歳出それぞれ 4 億 9 , 4 3 7 万 5 , 4 3 3 円、介護給付費準備基金の年度末残高は 5 , 9 4 3 万 5 , 2 1 1 円となってございます。次に認定第 5 号 平成 2 6 年度美深町簡易水道事業特別会計におきましては前年度の漏水調査で確認された漏水箇所の改善を図るため排水管の更新工事を実施し、有終率の向上を図ってまいりました。決算額は歳入歳出ともに 4 , 8 8 6 万 2 , 1 2 7 円となっておりますが水道使用量など事業収入に収入を充ててもなお不足する財源につきましては一般会計繰入金で措置しているため歳入歳出差し引ゼロの決算となるものでございます。次に認定第 6 号 平成 2 6 年度美深町下水道事業特別会計につきましては施設の修繕や更新・閑居の清掃実施し長寿命化を図るとともに施設整備の長寿命化計画策定を実施したところでございます。決算額は歳入歳出ともに 2 億 3 , 7 1 1 万 3 , 1 2 3 円となります。これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため歳入歳出同額の決算となるものでございます。最後に認定第 7 号 平成 2 6 年度美深町水道事業会計決算の概要について説明を申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては常に安全な水を安定的に供給するために水量の確保と水源保全に留意をしながら事業の経営効率化に努めて参ったところであります。建設改良工事につきましては計量法に基づく浄水器取替工事と消火栓の新設更新工事を実施しております。財政面では収益的収支で 1 , 5 5 3 万 2 , 2 5 1 円の純利益が生じ年度末利益剰余金は 2 億 8 , 6 9 0 万 2 , 9 0 5 円となっております。また資本的収支につきましては 4 , 3 8 4 万 5 , 9 9 2 円の不足が生じましたがこれは内部保留資金等をもって補填をしております。この結果、翌年度繰り越し現金は 2 億 9 , 4 2 0 万 7 , 0 4 3 円となっております。以上が平成 2 6 年度一般会計特別会計及び水道事業会計の決算の概要説明と致します。よろしくご審議いただき認定を頂きますよう

お願い申し上げ説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定についてから認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定についての説明を終わります。これから認定第1号から認定第7号について質疑を行います。特段ないようござりますので質疑を終わります。

お諮りを致します。本件については議長及び8番 諸岡君を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託し審査することとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって本件については9人で構成する決算審査特別委員会を設置しそれに付託し審査することと決定致しました。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により議長及び8番 諸岡君を除く9人の委員に指名したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、斎藤君、南君の9人に決定致しました。

これから暫時休憩を致します。再開は16時と致します。議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集致します。正副委員長の互選並びに審査日程の決算審査の日程の決定をお願い致します。

午後 15時47分 休憩

午後 16時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開致します。諸般の報告を事務局長の方から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に中野委員、副委員長に藤原委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月15日、16日の2日間と決定しました。以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第10 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 報告第4号を議題と致します。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果について報告を頂きます。

齊藤総務住民委員長。

○総務住民委員長（齊藤和信君） それでは総務住民常任委員会の所管事務調査を報告させて頂きます。本委員会は下記の事項につきまして閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告を致します。

調査事項、老人福祉対策について。調査の方法、聞き取り調査。調査日につきましては本年7月29日。調査の目的につきましては我が町の高齢者保険福祉サービスの現状と課題について担当課の提出資料に基づき調査をし、今後の高齢化率の上昇にどのように対応していくことが適切か調査するものであります。調査の内容につきましては介護保険施設の現状と課題ということで認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームにつきましては本町におきましては平成17年に開設され、その間、19年にはもう1ユニットが開設され現状2ユニット18名の定員で美深町は行っております。利用状況は満室状態で経営状況についても良好であり町の認知症高齢者支援には欠かせないサービス事業として定着しております。また平成22年4月からはグループホーム併設型の認知症対応型通所介護いわゆるデイサービス事業所もそこが開設をして1日定員3名が利用することになっております。今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中、第6期美深町高齢者保健福祉等において計画されている2カ所目のグループホームいわゆるグループホーム緑生苑（仮称）ですけれども10月頃の開設予定になっております。また小規模多機能型居宅介護につきましては第5期美深町高齢者保健福祉計画等に基づき旧美深町老人憩の家を活用し、平成25年9月に小規模多機能型居宅介護事業所「緑の大地緑生苑」が新たな介護保険サービスとして開設されております。当事業所は宿泊サービスが9施設、併設するグループハウス7施設、計16部屋の宿泊機能を備えており施設入所待機者や在宅生活困難者等でほぼ満室状態で宿泊、入所の希望者も10名程度の状況であります。また当事業所にデイサービス、ヘルパーサービス機能も備えており「泊まり」「通い」「訪問」のサービスも併せて利用することが出来ております。続きまして特別養護老人ホームにつきまして町内指定施設は1カ所、美深町特別養護老人ホームで定員が50名であります。入所状況は現在も50床満床状態であり平成27年4月以降利用者の入所判断基準が要介護3以上になったが待機者も33名と、依然と多い現状であります。入居者の平均介護度も4.42と高く、

保険給付費の実績においても全体の大きなウェイトを占めているサービスであるが今後も在宅生活困難者の入所施設として必要性は高く、当面の間は現状のサービス提供が当町の自治体規模に沿った適正なサービスであると判断しております。建物の老朽化が、昭和61年に建設したもので今後の課題であります改修・改築についても現状の施設の形態を見極めながら慎重に判断しなければならない課題であります。次に介護療養型医療施設いわゆる美深町の厚生病院でありますけれども町内の指定施設は1カ所で11名の定員であります。施設は満室になつてないが国の政策で平成29年度末で介護療養型医療施設の廃止が決定しているため病床の転換等について協議していかなければならぬ状況になつております。また2番目といたしまして町外施設の利用状況についても担当の課の方から説明をされまして、介護老人福祉施設は札幌市2名、江別市・旭川市・名寄市・中頓別町・西興部村、各1名の合計7名が入っております。また介護老人保健施設は旭川市に4名、名寄市1名の計5名。介護療養型医療施設は札幌市・滝川市の各1名の2名であります。以上の入居施設については美深町の住所地特例で入所している現状であります。以上のことから本委員会で調査のまとめといたしましても、今後も認知症高齢者は増加傾向の見込みから本年10月開設予定のグループホームには対象者とその家族の支援として期待がされています。ただ新たな事業所開設にあたり町内全体の介護職員の不足がしないか心配される面があり、行政としても資格取得の支援など何らかの対策が必要であると考えております。特別養護老人ホームにつきましては、建物の老朽化に伴う施設の改修等は今後のニーズを考え10年先をめどに検討するとのことだが費用負担は事業所としての経営状況も考慮に入れるべきという判断を考えております。次、療養型厚生病院の全体のベッド数は64床でありますが現在7割程度の利用であることから今後、平成29年度末で廃止を決定している介護療養型医療施設の病床の転換を含め施設の利用について協議が必要である。また町外施設の利用状況につきましては家族が居住する市町村の施設利用が大半を占めており介護の利便性を考える傾向になっている状況であります。その他参考資料といたしまして町外施設の利用から緑の大地緑生苑の現状、また美深特別養護老人ホームの現状と待機者、町内施設の利用状況等を記載しておりますので皆様方、後ほどご覧頂ければ幸思えます。以上で所管事務調査の報告を終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君）　ただいまの委員長報告に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　なしと認めます。

次、小口産業教育常任委員長。

○産業教育常任委員長（小口英治君）　産業教育常任委員会、所管事務調査報告を行いま

す。報告書の朗読をもってかえさせて頂きます。

本委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項、1つ、学校給食センターの運営状況について。1つ、美深スキー場景観整備事業について。調査方法は聞き取り・現地視察です。視察場所、美深中学校給食配膳状況並びに美深スキー場一帯。調査日、平成27年7月17日。調査の目的、1つ、学校給食運営の状況と課題等調査するもの。安全安心な給食を提供しているか、地産地消が図られているか、食育をどう進めているのか。2つ目、美深スキー場一帯の整備計画を調査するもの。整備の目的や計画の全体像を調査するものです。調査の内容、1つ、学校給食センターの運営状況について

①食材の納入状況（美深の食材関係を含む）について。野菜、肉類は1ヶ月の契約で納入希望をとり希望業者には指名願いを提出してもらっている。調味料関連については1年契約としている。町内納入率は6月現在で35%。町外は65%で年間を通しておよそこのくらいで推移していくと予想している。地元産の農作物の利用では当初農家の方に自家用分を多めに作付し、給食の食材に供する等の方法により地元産の農作物を取り入れた給食にするよう努力すべきと思われる。食材の納入状況と美深町の食材（地産）の納入状況。食材の納入状況。米、町内2業者（風連産有機米）。牛肉、名寄ニチロ畜産。野菜、町内1業者、JA、農家。豆腐・椎茸、名寄丘の上学園。麺、名寄1業者。卵、町内1業者。肉、町内3業者。パン、町内1業者。もやし、名寄1業者。あげ、こんにゃく、名寄市1業者。かまぼこ系、名寄1業者。牛乳、町内1業者。味噌、名寄カントリーママクラブ、町内1業者これは製造の方です。もう一つの町内1業者、これは市販品です。調味料、一般食品、町内1業者、北海道学校給食会、旭川2業者、札幌1業者。美深町の食材の納入状況。5月、いも 町内農家（2回）クリームチーズ（きた牛舎）6月、アスパラ JA（2回）今後使用予定、味噌、メロン、ミニトマト、キャベツ、白菜、美深コロッケ、かぼちゃ（加工品含む）ジャガイモ、牛肉、小麦等です。②職員体制の状況について。調理員の有資格者は調理師3人、栄養士1人。勤務時間は午前8時から16時45分で216日分の予算計上。職員体制について事故等の連絡体制は別紙資料の通りです。センター長1名、栄養教諭（美深中学校）1名、臨時職員（事務）1名、主任臨時調理員1名、臨時調理員7名、代替調理員2名、配送（市街地）委託、10時45分から11時45分。12時から14時45分。配送（仁宇布）10時45分から14時45分。③食育の取り組みについて。給食開始初年度であり安全第一を基本としスムーズに進めるを目標としている。1学期は学校給食の運営を軌道に乗せることが先決と考えており、給食センターと学

校側も食育を取り組む余裕がないのが実態となっている。教育委員会が考える食育とは栄養教諭による授業を考えており1学期の運営結果により学校と食育について計画していく。町内小中学校の養護教諭3人と栄養教諭1人の計4人で構成する献立検討委員会でも議論していくこととなる。調査のまとめ、1つ、学校給食センターの運営状況について。食材の調達は商工会、JA等と協議の上、野菜食肉は毎月の見積もりで納入し、他の食品は見積もりの上、年契約で実施している。JA北はるか農協女性部からは安心安全な美深産農産物提供の申し出、PTA及び各スポーツ少年団からは美深産食材の活用を求める要望書が出ている。こうした状況にあって給食センターとしては規格外品を含め積極的に美深産野菜の活用を考えているが食材の安全性や流通に関する理解の違いから実現に至らない状況がある。相互理解が深まるよう関係団体との協議が望まれる。当町においては製麺・豆腐等の製造業社が廃業の状態が続いているため、これらは名寄市からの納入になっている。町内の購入率、金額ベースでは現在約35%になっているが、町内経済においては重要な拠点の一部なのでより一層の購入率を上げる努力が求められる。当町特産品のかぼちゃ、もち米を利用した食材の検討もしいるほか、姉妹町の福岡県添田町及び交流自治体である群馬県太田市との食材考慮も検討されている事は大変期待が持てる。給食実施の要望がPTAや諸団体からある中、給食が5月から実施されたことにより給食の目的にもある食育の重要性が求められておりより一層関係者が一体となった食育教育を行うとともに食育の実態調査も併せて検討すべきと考える。給食を利用しない小中学生は3人で弁当持参している。美深高校では63人のうち39名が給食を利用しているが他の24人は主に名寄地方からの生徒で以前から給食があったことにより弁当を持参している。残渣については小学生及び中学の低学年はほとんどない状況だが中学2・3年の高学年に若干食べ残しが見られるが、全体的には残渣については少ない状態となっている。生産者が求めている地場産品の提供に関しては規格外野菜の活用や加工保存による通年活用を考える時、農業振興センターに置いて加工品が製造販売可能になるよう運営体制を見直し施設が果たす役割を再検討する必要がある。他町村においては同様の施設において利用者グループが加工品を製造し保健所の許可を得て販売している例があるので参考にすべきである。調査の内容、美深スキー場景観整備事業について①計画の進捗状況について②予算の執行状況について③今後の整備予定について

平成25年度に「美深スキー場景観づくり実施要綱」を制定し、同年に美深スキー場景観づくりを進める会を13人により立ち上げている。それにより、植栽の構想が求まつられたが、進める会は平成27年7月までの任期を持って活動休止している。現在は教育委員会職員とアドバイザーによって造成計画がすめられている。進める会でまとめた美深

スキー場緑化計画に基づき平成25年度では緊急雇用対策事業として740万円の補助を受け実施した。景観づくりテーマ「きく丘」では①菊主体の丘②熱い思いを聴く丘③香りを聞く丘となっている。テーマの背景としては①昭和初期に除虫菊が多く植えられ昭和11年の地名改正で菊丘と命令されている。②平成17年5月に「美深町エアリアルプロジェクト委員会」を設立しスキー・フリースタイル・エアリアルの普及と選手育成等が図られている③平成13年度から美深ハーブ園が整備され毎年、東京美深会会員によるハーブ苗の植栽活動と町内サークルの活動が図られている。植栽整備計画では①原風景エリア②現風景エリア③近未来エリアとされている。整備面積は4万6,500平方メートルである。維持管理手法の確立など課題が多く、植栽は多年草を主体として維持管理作業の低減を考えており大規模面積と長期的視野により整備を進める考えである。進める会は平成26年度に中富良野町スキー場景観整備の視察を行っている。これからの整備についてはリフト北側を優先し南側も計画通り進め土壤の悪い箇所は客土も視野に入れて整備することとされている。

調査のまとめ

美深スキー場景観整備事業について

美深町第5次総合計画では平成23年度から32年度までの計画期間で事業費1億6,300万円の計画になっている。予算執行は平成25年6月からの開始で試験栽培から始まったが大雨のため平成26年度は排水整備に力点が置かれ本年度と合わせ散策路、作業道路、散水設備、除虫菊整備等が実施された。

本委員会に示された計画では平成28年度に花植栽整備5,700平方メートルとエアリアルサイト整備で現リフト北側の整備が終了となり、およそ7,000万円が投じられる。本年7月には美深高等養護学校から購入し1年草の花の苗2,000株をボランティアにより植栽がされています。

美深スキー場景観整備事業計画においては実施要綱の目的をさらに具体的に展開する視点が見られない。長期的な整備計画を進める上で進める会が休眠状態にあり教育委員会とアドバイザーだけでの計画では問題がある。

高速道路正面にあたる場所で観光資源としても注目されることであり対象地域及び予算規模からして、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも登載されるべき事業である。スキー場特有の既存施設を活用し、菊丘頂上から美深町の眺望と併せたスケールの大きい景観をセールスポイントとし交流人口増加に結びつく観光資源として位置づける考えを持つべきである。今後は周辺施設との利活用を俯瞰して十分な組織体制で整備していくことが望まれる。以上です。

○議長（倉兼政彦君）　ただいまの委員長報告に質疑はございませんか。なしと認めます。
これで報告を終了致します。

◎　日程第11　休会日の決定

○議長（倉兼政彦君）　次、日程第11　休会日の決定を議題と致します。15日及び16日は議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　異議なしと認めます。従って15日及び16日は休会と致します。

以上で本日の日程を終了致しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会と致します。

どうもご苦労様でした。

閉会　午後4時24分

平成 27 年第 3 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (平成 27 年 9 月 17 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第 1 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町一般会計決算の認定について)
- 第 3 認定第 2 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について)
- 第 4 認定第 3 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について)
- 第 5 認定第 4 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町介護保険特別会計決算の認定について)
- 第 6 認定第 5 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 7 認定第 6 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 8 認定第 7 号 委員会報告 (平成 26 年度美深町水道事業会計決算の認定について)
- 第 9 議案第 44 号 (美深町個人情報保護条例等の一部改正について)
- 第 10 議案第 48 号 (平成 27 年度美深町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 第 11 議案第 49 号 (平成 27 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 12 議案第 50 号 (平成 27 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 13 議案第 51 号 (平成 27 年度美深町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号))
- 第 14 同意第 4 号 (美深町監査委員の選任について)
- 第 15 同意第 5 号 (教育委員会委員の任命について)
- 第 16 意見書案第 6 号 (林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案)
- 第 17 議員派遣の件
- 第 18 承認第 3 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 小林一仙君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 中江勝規君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局係長 神野勝彦君
-------------	-------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

定足数に達しておりますから、只ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。決算審査特別委員会が休会中の15日、16日の2日間の日程で開かれ、付託事件の審査を終了し、委員会報告書が議長あてに提出されており本日の会議に付議しております。

次に追加議案について申し上げます。町側から同意2件、議会側から意見書案1件、議員派遣1件、承認1件、合計3件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2乃至日程第8 認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定について 認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が報告した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括して報告を願います。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。平成27年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定については、去る9月15日、16日の日程で町側から提出されました各会計の決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき理事者並びに職員により説明を受け審査を行いました。審査の経過等につきましては議長並びに監査委員を除く全員で構成する特別委員会で行いましたので省略させて頂きます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については全員賛成で認定すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は認定第1号 平成26年度 美深町一般会計

決算の認定について乃至認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は議長並びに監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑、討論を省略して採決を行います。まず日程第2 認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第1号 平成26年度美深町一般会計決算の認定については認定することと決定を致しました。

◎ 日程第3 認定第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 認定第2号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第2号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については認定することと決定を致しました。

◎ 日程第4 認定第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 認定第3号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第3号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定については認定することと決しました。

◎ 日程第5 認定第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 認定第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計決算の認定については認定することと決しました。

◎ 日程第6 認定第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 認定第5号 平成26年度美深町簡易水道事業特

別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第5号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定については認定することと決しました。

◎ 日程第7 認定第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 認定第6号 平成26年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第6号 平成26年度美深町下水道事業特別会計決算の認定については認定することと決しました。

◎ 日程第8 認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って認定第7号 平成26年度美深町水道事業会計決算の認定については認定することと決しました。

◎ 日程第9 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第44号 美深町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題と致します。これから議案第44号に関し質疑を行います。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 今回の議案についてもちろんこの国会の中でもいろいろな議論されている最中でありますが、10月にスタートをするという状況の中でまずお聞きしておきたいのは、これは町側で、理事者側で住民に対する説明というものについてどのように考えて周知を図るのか、まず1点。それから新聞情報などでは名寄等ではそれぞれの法人の中で集まりがったりするわけですが、どうしてもこのわが町となるとそういったことがどう行われているのか大変気になるところでありますがこれらの経過等についての取り組みと言いましょうか説明含めてどのような対応を行うのか、これについてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） マイナンバー制度の開始にあたって住民説明が必要だよとそういうことであります。非常に遅れているというか、そういったことでまずお詫びを申し上げなければならないというふうに思っております。国からの新聞折り込み等々でお知らせもあったからというふうに思います。それから新聞情報でこの状況について記事として掲載があったからというふうに思います。町の広報に、今月発行する広報にその度の概要について掲載をさせて頂きたいというふうに考えております。それからあわせてなんすけれども地方総合戦略こういったビジョンを地域に説明しなければならないという時期にきております。これと併せて地域の方に説明をしていきたいということでこの制度の周知を図って参りたいというふうに考えている所でございます。いわゆる事業所、国税庁からそれぞれの事業所に通知がなされているというふうに私の方では認識している所でございますけどもその部分について、これも新聞報道等でしか周知がされていない状況なのですけれどもその部分について押さえきれていない、商工会等々がそういった説明会をするかどうかというところまでは押さえきっていない状態でございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） この事業所の関係について気になるのは事務取扱者ですね、この方については明確にしなさいというようなことと、もちろんそのマイナンバーの取得の時期、それから取得の方法、本人確認こういった方法というのについては大変厳しく真剣にやらなければいけない部分だというふうに私は考えています。町民としてはなかなかこういった事、事業所がやらなければいけないことなど、これをやらない場合には本人は気付かない場合があるのではないかと考えております、これらの徹底等について答弁がなかつたのですがこれについてもお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 今、ご指摘をいただいたことについて商工会等々を通じながら早急に協議をしてその部分の徹底を図るよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 只今、諸岡議員もおっしゃったとおり国民がよく納得していないまま進んでいるマイナンバー制度ではないからというのは多くの方がそういう風に述べられると思いますが本町の場合、高齢者が多い町村、町村はどこでもそうなのでしょうけれどもそういう方々まで理解させるという方法は一体どうやって取るのですか。1つには町村もこぞってこのナンバー制度に賛成だったのかどうだったのか。町長にお聞きしますけれども町村会あたりの対応の仕方、国が先に独り歩きしてマイナンバー制度をやると、町

村もそれに乗っかって、ほとんどのお金は国から来て市町村はその準備をするということになるとは思いますけれども、市町村もそれに乗っかって利用できるという部分もあるかも知れませんけれども、それほど重要視された問題なのか。将来的には預貯金にも反映するような国民の総資産を国が押さえなければならないという判断の下で預貯金にもマイナンバー制度を使うという話であります。そこまで国が国民の情報を取り得る部分について、どうなのでしょうかね。一部地方自治体においても反対して市町村長がその意向を述べているというところもあったのですけれどもこの期に及んではどうもなりませんけれどもうちの町長の考え方はどうだったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 大変辛い答弁をせざるを得ないなというふうに感じているわけでありますけれども、国が税の補足であるとか社会保険の混乱等々の中でマイナンバー制度、昔からマイナンバー制度というのは構想としてあったわけでありますけども今回、成案としてまとめ上げて法律ができて町村に条例を持って実施をしなさいとこういうことであります。したがいまして法律ができた段階でありますからなかなか明確なことを言い切れないという部分があって危惧しているわけでありますけれども個人的に問われている部分もあるわけですから私としては自分の年齢を含めて、メカと言いますかそういうものに弱いものもある訳でありますけれども正直言ってしっくりしない、個人的にはこう思っております。しかしながら強固に意見を申し上げるという段階には正直言って至っていないのが現状です。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 昨日も委員会の中でご意見ありましたとおり、出前講座、こういったものを通じながらなんとか周知に努めたいというふうに思っております。一定は広報等の周知を始めとして質問コーナー、出前講座こういったものを開催して周知に努めたいという風に考えております。全体的にこれが間違なく100%行き渡れという厳しいお話かなという風には思っておりますが極力そういったところに努力を傾けたいというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君） 他に、2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今ほどの総務課長の答弁を聞いて、あれ？と思ったのは、高齢者に対しての説明について出前講座で対応するというような回答であります。出前講座というのは住民の希望があればという前提だと思うのですね。そうではなくて多分4番議員の質問というのは、積極的に高齢者等に対してどういうような説明体制をとるのかだと思っておりましたので、地域担当員が日程を決めて出向くというような体制をとるのだろうと

思っていたのですがそうではなくて今の答弁の通り出前講座が前提ということですか。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 地域担当員が地域に出向いてという話は先ほど前提にあるというふうに認識して頂きたいというふうに思います。ただ地域担当員が地域の集会施設で集まってもらってといった時に全員が集まって来られるかという部分を考えながら、何らかの周知をしながら、疑問に思うところ、こういったところに対応していきたいということで回答させて頂きました。周知についてはやはり地域担当員が地域に出向いて、この部分についてはやらせて頂きたいというふうにご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） わかりました。今回の条例の改正の中で気になる部分がありました。それはいくつか、その収集に関する制限であるとか利用の制限とか提供の制限、場合によっては削除の請求があったり中止の請求があったりというようにルールが定められているのですが特に第15条の中止の請求という文面の中で、アンダーラインの後ですね。4行目なのですが、またはしていると認めるとき中止の請求ができるとあるのですが、その個人の情報に関して不適切な利用が認められたという場合に、その管理を含めて利用者側の罰則規定と言いますかそういうものがどのような形になっているのか。今回のその条例の中ではそこが該当しないから改正のものになっているのかも知れませんけれどもどんな場合にでも不正な利用が認められれば罰則ってあると思うのですけれどもそこはどのような状態になっているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 罰則につきましては法律の方でかなり厳しくされていると思います。うちのその条例の中では特定個人情報を保護するという内容のものですから罰則に関しては法律の方が優先的に適用されると思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 美深町のこの条例に基づいてその個人情報を含めて利用したけれども不正が認められた場合には条例に表記せずとも上位法の法律に基づいて罰則が課されるのだと、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） この中では例えば制限に関して、例えば9条の3というのがあったり、8条の2の第2項が解りやすいでしょうか。こういったところで収集の制限について記載をしておりまして、番号利用法の第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し又は保管してはならないという制限も条例の中に書いておりますけど

も、これにつきましては法律の方でも実際に厳しく上位法の方で制限されている事項なのですね。あえてここでこの第2項を書き上げたのは、これがもし抜けてしまって、条例を読んだときに、上位法がありますので条例と上位法をあわせて読むのが基本的なスタンスなのですけれども、うちの条例だけ読んで見落としてしまっていちばん肝心なところが抜けおちて、それによって住民に不利益が生じるようなことがないようにということで第2項に書き表しております。従いまして本来であれば条例に書かずとも法律の方で適用を受ける事ですので敢えて書かなくてもいいのですけれども基本的に大事なことなので書き上げたということになっておりますので条例の方の適用がなくとも先程言わたのですが罰則規定それについても上位法の方で厳しく制裁を受けるということになっております。作りはそういうことになっております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の件なのですけれども、国の政策の中で当然準備をしていかなければいけないということでやっているわけなのですが、今、不確定な部分でありますけれども、国の中では将来、カードを持つ者、持たない者によっていろいろ差が生じてくるようなことが、そのことについては安保法案に隠れてこっちの方は隠れていますけれども、例えば美深町の場合ですと初回に関しては無料で配布しますと、再発行の場合は、という条例も盛り込んだわけですけれどもまず初回に関しては全員の分を渡す形になるのかそれとも希望者に関して発行していく形になるのか。その場合、住民サービスにおいて持っている者と持たない者の中で差が生じるようなことがあるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今のカードの関係でありますと、カードにおいては2種類あります最初に送られてくるのが通知カードというものが送られてきます。これについては全国に、全市町村の住民、国民に送られてきます。これは全員が持つことになります。さらに個人番号カードというものがもう1つあります。これにつきましては写真付きのカードとなります。このカードにつきましては希望者が申請をして取得するということになっております。そのカードを持つ、持たないことでの不利益という事は特段ないですが最初に送られてくる通知カードについてはカードの方には4情報、住所・氏名・生年月日・性別それと今回振られる個人番号、それが記載されます。今、交付されている住基カードについては身分証明書としては顔写真があれば身分証明書として使えるのですがこの最初に送られてくる通知カードについては顔写真入りではないので身分証明書としては不十分なので、それと合わせて顔写真入りの運転免許なり保険なりそういったことと

併せて身分証明書として使えます。個人番号カードについては、さきほども申し上げました
が写真入りですので身分証明書として使えることになります。使う際にそれぞれ今後、
それぞれの分野で利用される事になりますが、その際に、使うサイドでそのカードでいい
のかどうかということは利用される側で判断することになります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ以上で質疑を終わります。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号について採決を行います。議案第44号について原案のとおり決
定することに賛成の方は举手をお願い致します。

（举手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って議案第44号 美深町個人情報保護条例
等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第48号 平成27年度美深町一般会計補
正予算（第6号）を議題と致します。これから質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の補正予算の中で2点ほど質問させて頂きたいと思います。
まず1点目として仁宇布川水力発電所を利用したチョウザメ飼育の検討業務ということで
チョウザメに関しては非常にみんな期待しているところではあるわけですけれども現在ア
イランドを中心に昨年、恩根内を整備して既に玉川だとか既存のプールと合わせて、業務
しているところですけれども、その時にもあちこちにプールが点在になってしまふのではないか
というような議論もあったけれども必要な事業としてまず恩根内を整備していた部
分がある中で今回この仁宇布川水力発電所、東西南北の東のほうにあって、これが実現す
れば東西南北すべて揃うわけですけれども点在しているにもかかわらず仁宇布を有力な場
所ということで業務検討していきたいという中では、様々なメリットがあるという風に判
断をされたと思うのですけれども、そういった部分でのメリットと将来的にそこでもし事
業展開がされる場合にはどういった位置づけのプールとして期待している部分なのか、そ
の部分についてお伺いしたいと思います。もう1点、快適な住まい環境と商工業振興事業
に今回も補正が出ているわけですけれども、昨日まで委員会で議論していた中でもこのこ
とに対してはコメントが載っているわけですけれども27年度、今年度で一応終了となる

条例なのですけれども事業公式に向けた今後の準備も必要になるのではないかというようなコメントも載っているわけですけれども、こちらのほうに関しては今年度終了後どういったリフォームをして次年度以降につなげていくのか。家のリフォームだけではなく条例の方もリフォームもして次につながる期待が大きいと思うのですけれども、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） チョウザメの関係、地域が離れてしまうというようなご意見かなというふうに思います。メリットとしてはやはりチョウザメを飼う上では多量の水が入るということがまず条件であったということあります。それも水質として良質な水、これが必要であるというような条件、特に今回着目をしています仁宇布の発電所の放流水、水を使うというのは非常に難しいということが私も担当してわかりました。水利権を得るということが非常に難しいのだということで今、仁宇布発電所のではエコエナジーさんの方で水利権をとっていると、その放流水を使わせてもらうということで若干、水利権の助成が下がるのではないかと、こういうようなことがあります。また併せて水を取り込んでしまうわけではないので、活用してまた元へ戻すということなので水利権の獲得がなんとか他よりも得やすいのではないかというようなご意見をいただきながら、これも今後の調整でこの水利権を得るのは非常に長い期間がかかるのだというようなことも事前の打ち合わせでお聞きしております。可能性を探りながら進めていくということで、点在をしてしまうという事はあるのですけれどもやはり条件として水が必要だということだけご理解を頂きたいという風に思います。それからこれらがどうして必要かというようなこと、それから将来的にどうなっていくのだろうというような事を、明確にここまでやっていきますよと言うようなところまではなかなかその場所がないものですから打ち出せないところなのですけれども現状として今ある恩根内それから民間の施設等々で順調に育ってきたというようなことで、大きくなってしまうと場所が足りないという問題が発生しております。その場におけるコンスタントに解体をして処理できればいいのですけれども最後、目指すところはやっぱりキャビアをとることによって非常に収益が上がるというような資産も出ております。ここまで行きますと7?8年かかると。それだけの面積が必要になるということでございますので一定程度の面積が必要になるだろうというようなことでございます。さらに国内になかなかこういった大規模な施設もないものですからこれが実現すればかなり大きな、美深町として目玉の施設になりますし収益が挙げられると言うようなことが考えられるかなという風に思います。非常に明確な答弁が出来なくて申し訳ないなと思っているのですけれども構想的にはそういう風に考えている所でございます。

それから快適住まいの関係、ご指摘の通り平成27年度で時限立法を迎えます。今後についてどうするのかと、主体となる商工事業者さんと具体的にはまだ詰めをしておりません。状況を見極めながら商工業者さんからの要望こういったものも踏まえながら内部で今後、協議していきたいという程度の答弁しかできないのですけれどもそんなことを考えております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） チョウザメに関しまして言いますと、もうひとつ、今回補正の中で、恩根内プールで加工場という部分が上がっているのですけれども、そういう感じで行くと各プールのその役割というのが少しはっきりしてきたのかなと。例えばおそらく恩根内に最終的な加工場ができるということは、最終的にはあそこで活かす形のプールになっていくのかなという風に思うのですね。外にあるプールはそれぞれそここの水だとか環境だとかによる特性か色々はっきりと出てきている中で今回大量の水の条件が利用してやれるということになると大きな生簀で、大きくするようなプールが若干不足したのか、そういう状況にあるのか、そこで成育プールとしてある程度大きいものがいるのかなと個人的には思ったわけですけれども将来的にそういうビジョンの中でチョウザメに関する期待が大きいですので、まだまだ未確定などあるとはいいましても相当やはり五分五分ではないと。少し確率としては大きいなかで進めているのではないのかと先を見通した中で、町長は割とその辺のことは慎重に判断する方だとは僕は思っているのですけれども、そういう中でそういうことについて物を進めていくということはそれなりの計算があつてのことではないかと思っているのですけれども将来的に大きい部分になるものなのかと私は想像するのですけれども、答えられる範囲で結構ですので、どの程度の規模のものを想定しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 一定の目標は持っているのですけれども大きな弊害となるのがやはりその水利権の獲得というのが非常に大きな問題になってきます。これを獲得する上でこの調査等々実施して行かなければならないものですから、まるきり絵に描いた餅を話しても仕方ないなという風に思っておりますので。ただ恩根内の今回の施設の改修、これは、当然、最終的に肉の処分、魚の身の処分ですね、処理をするところは恩根内に持っていくざるを得ないだろうと。私も調理人ではないのでわからないのですけれどもチョウザメは最終的にえ抜きをして、食べる前はえ抜きをするという施設も必要だと。それから豊富に餌を与える、大きくするために豊富に餌を与えるところも必要だと。それから孵化した稚魚については加温も必要だと。温度も必要だというところで大学の先生等々に研究

の中から分かってきたこと教えてもらって、そういう施設が必要なのだと、これが現在若干点在してしまっているという状況なものですから施設が完成すればこの辺の移動も必要になるのですけれどもそういった施設にしていきたいというようなことでございます。実現すれば、たらればの話をして申し訳ないのですけれどもこここの施設がうまくいけばかなり大規模な施設になるということだけの認識でご勘弁を頂きたいという風に思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

10番 南君。

○10番（南 和博君）

10ページの新エネルギー・ビジョン推進事業調査業務委託料ですけれども、説明を聞きますとこれは恩根内地区において出張所、チョウザメ、プール、福祉住宅に熱源供給という話ですけれども、説明があったのかもしれませんのがこれの想定する事業規模、それからその後の恩根内市街地の展開、恩根内市街地のまちづくりをどういう風に考えているか。そういうのがあってこういう業務委託、設計もあるのかなという風に思うのまずその点を伺いたいと思います。それから12ページの住宅費町有住宅水洗化等改修工事ですけれども、西里の元厚生小学校の教員住宅という話ですけれども、この部分の家賃の規定とか住居の契約年数の規定とかは町有の住宅に準ずるのか、また違う展開を考えているのか。それからその一般住宅で行くと現況復旧で戻しなさいというようなものがあると思うのですが、そこら辺の状況がどういうことになっているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 新エネルギー、恩根内地区の整備なのですけれども供給規模等についてそれらを含めての構想の今回の状況です。ただ視野的には先ほど議員さんが言ったように出張所ですか、今計画している地域住宅ですかチョウザメですかそれらを含めた中の公共的な施設をまず中心として考えて視野をしております。それと、まちづくりなのですけれども、恩根内には地域の地域計画というものがありまして今回の住宅、旧保育園の幼稚園の住宅改修もありますのでその地域計画に沿って今回は全体的な部分を恩根内地区の住民そしてR&Rも含めながら、ご相談しながら今回の計画を持っていきたいというようなことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 町営住宅の改修の関係でございます。説明の通り教員住宅から退去になったものですからあの地域の新規就農とこういった特別な目的を持ってその住宅にあてていきたいという考え方でございます。基本は町有住宅等々と同じ金額になる

かなと思います。ただ今後詰めなければならないのですけれども目的を持って移住住宅あたりもそうなのですけれども安い金額で体験をしてもらうというようなこともありますのでその辺は今後検討して行かなければならぬなという風に思っていますが新規就農だと制度の中で家賃の補助というのもありますので通常の設定をしてもこれは問題ないかなという風に思います。それから現況復旧というのは入った方が改修をしたらその時に戻せという意味ですかね。

○10番（南和博君）　壁紙とか床とかを痛めた場合、民間だと元に戻すというような規定がありますよね。

○総務課長（渡辺英行君）　経年劣化の部分については一定程度認めていかなければならぬかなという風には思います。かなり行為的な、恣意的な破損だとそういった事は現況復旧をしていただければならないですけれども一定の生活をする中での老朽化の部分については公営住宅もそうでしょうし町営住宅もそうなのですけれどもそこまで求めるものでは無いという風に考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君）　10番　南君。

○10番（南和博君）　恩根内市街に向けてのエネルギー・ビジョンの関係ですけども恩根内地域で地域計画があるという話ですけれども、それは一定程度解ってはいるのですけれどもこういう新しい展開があると卵が先か鶏が先か、それなりの事業規模で展開するには最初にどういう構想で街づくりをするのだというのがあったて、これがあるのではないかと思うのですけども杉本課長の説明だと、まず委託してどんなことができるかというための業務委託という風な捉えができるのですが、それでいいのか。折角のインフラ整備ですからきちんとしっかりとしたもの作ってそこの地域に人がいなくなる様な事ではちょっと大変な話かなという風に思うのでそういった意味で恩根内地域、市街地のまちづくりをどう考えた中での今回の提案なのかという所です。

○議長（倉兼政彦君）　杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本力君）　恩根内地域の地域ビジョン、それと今月に入って恩根内の方と相談している中では当然1番の問題は人がだんだん減っていくと。町外に離れることも無いのですけれども恩根内地域周辺から人がいなくなるというよりは美深の中心市街地のほうに異動するという人口が本当に多いと。それらを食い止めるために、いろんなビジョンというのは考えなければいけないと思うのですけれども恩根内自体の本当の専門家が判断する基礎データというものがなかなか今そういう実績を洗い出したことがありません。そういう中で今回は基盤をどこに持つべきかいいのか、その辺も含めた中でこの調査でやっていって最終的には地域の全体の活性化も含めた中でバイオマスボイラーをな

んとかここに導入できないかというものを含めた中での地域ビジョンというかそれらを含めた中の計画でありますので、今、それをやるためにには基礎データが必要だと思います。将来の恩根内地域の観光像その辺を含めた中の地域の基盤を調査する中で固めていきたいという中の調査でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私も今、その新エネルギーの方で聞きたかったのですけども南議員がほとんどだと思うのですけれども、やはり私は、これは金額も1,000万円という高額ですよね。当然これは町の内部でこういうような計画で、これももちろん見積もりを出した上の1,000万円ですから、もちろんビジョンがあってのことだと私は認識しておりました。線立て美深温泉のバイオマスを見ますと温泉施設は給湯していないということだったですけどもう暖房等でやっているのだということで能力が550というような資料になっていきますけれども例えばこの恩根内では基礎的に私も今日、出がけに調べていたのですけども今、下川が全国的に有名ですけれども公民館・役場・消防等を含めて1,200キロですとか滋賀県の高原市というところでは今、恩根内と同じような規模でプールだとか健康施設だとか523ワットだとかという資料もあるわけですよ。ですから当然、恩根内の住民と交えてどこまでの範囲にするか等々の話を詰めた後でももちろんやっていると思うので、その確認をしたいと思います。全段規模としてはその保育所とプールと支所の説明は聞いていますけども恩根内の住民ともどのような話して提案しているのかそれをまず確認したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） まず全体的なビジョンという部分で、しっかりした物が無い中で進めているのかというようなご質問なのですけどもこの新エネルギー・ビジョンというのは既に美深町内全体の新エネルギー・ビジョンとしてあります。ただ温泉のように個々の施設に対してはそれなりのデータというか温泉自体の経営状況だとか油の量だとかしっかりしたもの把握しております。ただ恩根内の今回の改修する住宅そして支所その辺のデータはありますけれどもやはりそれだけではなかなかバイオマスエネルギー自体が果たして効果が出るのかというようなこともあります。そうした中で近くにはプール・郵便局、その辺の公共施設的なものもあります。そういう中で調査をしていくことで新エネルギー・ビジョンからいくと私は下川よりまだまだ美深の方が、土台ができていると思います。というのは、木材の確保、それとチップ化にする設備、その辺についてはやはり美深町はそこから始めているということで、これからそういう部分ではいろんな部分についてやっていくということでございます。恩根内の地域には恩根内の一般家庭のエネルギー調

査なんかも今後この調査の中でやっていくという中でそれらを含めていろんな部分での検討をさせて頂きたいと。その部分で協力はなんとかお願いしたいというような相談もしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今、その予算も決まった恩根内の改築の中にこれの将来的に無駄にならないのかということが1つと、それとこれの規模から言うと全然私もわからないですけどもう温泉の方で2億近くかかっているのだからそれだけのものをやるとそれの倍以上かかるのではないかと、そのような計算に動くのですけども歳入の方ではどういうようなのを目指して計画を練っているかもお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 規模、歳入、今後の事業の歳入ということだと思うのですけども実はこの整備、新エネルギー調査業務委託なのですけれどもこれは国交省の事業で社会資本交付金事業の目玉とした事業の一環ということでございます。そうした中で今、改修している住宅というのは当初、単費でございました。しかしこの事業をやることによって交付金事業に対応できるような仕組みが1つ進んだのかなということで多方面に及ぼす財源的な確保も視野において実はやっております。もう一方では当然このビジョンを作る中では今度バイオマスボイラーをやるときに一方、林業の方の補助の道も探ることができます。それらの将来的な財源を含めた中でなるべく一般財源を使わないような事を目指した中の今回の事業の委託の推進でもあります。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 12ページです。美深アイランドの管理費の関係について、説明では魚肉の加工とか飼育・解体とそういった施設を整備するということでの1,500万円ということだと思いますが、これは一応このことについては加工場等についての検討がなされたと思うのですが今の恩根内の場所の学校の跡地の利用というものは考えられているのか。これと併せて加工場もあの所に移転する可能性があるのか。その点についてまず1点。それからこれは北海道大学と共同でいろいろ研究を進めたり飼育をしたりするようなことであだち先生は解るのですが、もう1人の先生がおられて、この先生は2型のコラーゲンを研究されている先生がありました。この人の関係についても非常に気になるのですが1型のコラーゲンは全国・世界にもたくさん出ていますが2型コラーゲンについては全く研究が進んでいないと。だけどチョウザメにはすごいものを持っているというような事は頭の中に入っていますし視察の中で1時間か2時間ぐらいお話を聞いてきたのですが名前は忘れてしまって申し訳ないのですがそういった先生の関わりは今回の中の事業の中で

どの程度の配給があるのか、これについてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） まず恩根内の改修の場所がチョウザメの解体の場所、加工施設が学校本体の方か、そこは今のところ考えておりません。旧プールの準備室といいますかあそこの部分の改修を考えておりますのでご理解を頂きたいと思います。それからコラーゲンの関係で北海道大学との連携協定の中に高木先生、この改修の関係では継続しておりますが連携協定こういったものの中のつながり、それからさらに今、別項目で仁宇布の検討会こういったところでその先生にも参加をいただけないかというような調整をしていくところでございます。いずれにしてもやはり重かったのは連携協定が非常に重かったといいますか協力的になってくれたというようなことであります。逆に言えば美深町もその北大の水産学部に対して何らかの支援をするだとかということも今後考えていかなければならないというふうに考えておりますので継続的に連携を強めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 将来的には加工場はこの程度ではうまくないのではないかと思いますが今後の課題として押さえておきたいなと考えております。それから、高木先生の関係については確かに考え方があるようあります。美深町に来られた時はそこまで踏み込んだ話はしていない。内密的なこともあるようですが私はやっぱりどこよりも先に美深町は高木先生との関係は少し研究段階でもいいですから協力体制を取るべきではないかと。確かにお金のかかることで心配もされておりましたが、こういった土壌のある美深町であればかなりの部分で高木先生との連携プレイ、2型のコラーゲンについて研究が進んでいくのではないかと私は期待をしておりますし政務活動というのはそういう場所にどんどん使ってやはり同時進行でやってほしい、このように考えておりますので答弁お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 非常にありがたいお話をなというふうに思います。いわゆる2型のコラーゲンを抽出するのは脊髄の中から引っ張り出すのだということあります。その本体となる魚体を育てなければならないということあります。それから今そのコラーゲンの抽出後の研究として、その実施業者、稚内市にあるのですけどもそこには臓物一式を出して研究をしてもらっているという状況でありますし、2型のコラーゲンの話、新たな開拓として価値のあるものとして非常に有益だという話は私も認識しておりますのでその辺の美深町での研究が進むように今後、北大との連携を充分大事にしながら進めさせて頂きたいというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） やはり私どもは議会の立場で言いますとこういった一連のチョウザメに関する事、今の段階ではどう進んでいるのか、そういった情報が私どもには無い。今考えているのですね、せっかく協力隊の方もいるわけでありますし現状、今の段階ではこう進んでいるというものはやはり明らかにしていった方が次のステップの中に協力体制というものが出来上がるのではないかと考えている1人でありまして、これらのスケジュール等についての公表等の考え方というのはどの様に考えているのか。またはどこに行ったらどの程度までこういった研究というかまたはこの飼育関係、アイランド等の管理の中でどの程度やっているのか。これらの情報ということについての考え方またはこのことについてはどうしていくのかこれについてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） チョウザメの進行状況、きちんと報告をしながらやっていきなさいよというご意見かなという風に思います。今回も予算措置をさせていただいております。こういった将来に向けた検討会議、可能かどうかを探るという所もあるのですけどもそういう資料の中でこういったチョウザメの振興事業に対して周知を図るような方法、何らかの方法を考えていきたいと思いますし、また一定の住民説明も必要かなというふうに思いますので、ただ、あまり大きなことを言っておいて出来ないところまだ大変かなというようなこともありますのでその辺を参照しながら情報を出していきたいというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私は1点だけお聞きします。10ページの民生費、扶助費のぬくもり助成事業費についてお聞きしたいと思いますが、一昨年も同じような中身の発言をしてお聞きした記憶がございますけども、今回の決算の中では、このぬくもり助成事業については支出済み額が424万6,000円ということで120万円ほどの扶養額が出ています。対象とする世帯数がまずは算出をして予算を組んでいると思うのですけども、この扶養額が出たということのその主な要因というのをもう一度お聞きしながら次の質問に続けたいと思いますが、今年その金額が300世帯ということで1万円ということでございますがその根拠、300世帯の根拠といいますかその辺の算出方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず、ぬくもり助成の昨年の実績に関するご質

問ですけれども対象者を限定させていただいてPRしておりますけれども、あくまでも本人の申請ということで受付をしての助成ということになっております。こちらで見込んだ対象者の中でも非課税という前提もございますので、その方が実際どなたかの扶養に入られているだとかということで実際は対象外であるということも想定されます。そのようなことで残額が残っているということも1つの要因かなと思っております。それと今年度の300世帯等の見積もりの内容としましては、まず対象者としましては11月1日現在を基準日として非課税世帯ということが1つの前提要件と考えております。その中で子育て世帯を1つ、高校生以下のお子さんがいる世帯ということで条件を唱いたいなと思っております。2つ目としましては75歳以上の方のみの世帯という部分で考えております。3つ目としましては生活保護を受けていないけれども生活保護並みの所得水準にある世帯と、言い方が難しい所もあるのですけどもそういう世帯とあと、身体障害者手帳の1級から3級に限らせていただく部分と後、療育手帳の交付を受けている方、あともう一つ精神保健手帳の交付を受けている世帯ということで考えているところです。1世帯あたりに対しましては1万円の助成ということで一律の金額を想定して、実質は商品券の引換券を交付するという手順を踏みたいと思っています。そして予算額の内訳としましては先ほど条件を大きく3つ言いましたけれども1つ目として子育て世帯に関しましては30世帯を見込んでおります。2番目の高齢者世帯、75歳以上の世帯については215世帯。後、生活困窮等、障害者とか療育手帳の部分の世界ですけれどもそこは55世帯を見込んでおりまして合計で300世帯を見込んでいるということになっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） もう1つお聞きしたいのは今、マイナンバー制度になりますね。そうなった場合に今、その言われた申請をいただいて、それによって審査をして該当するかしないかというこという判断をするというようなことですけれども、マイナンバー制度になった場合、それは役場で全部掌握できますよね。そうなった場合に自動的にあなたは対象だから補助を差し上げますよという、いわゆる敬老祝金と同じような形で支給できるようになるのではないかという風に思うのですけどもその辺どうなのでしょうね。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） マイナンバー制度、まずは今年度についてはまだ運用はされないということでご理解頂きたいと思いますが将来的にはマイナンバー制度で所得収入情報が連動するというありますけども、実際の運用についてはそこで同意が必要かどうかという所がまだ明確ではないかなと思っております。連携を取るという事は間違いないと思いますので手続き的には軽減されるのかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これらの、ぬくもり助成事業ということを実施すること、非常に私は賛成しているのですけども、そこに至る手続き、まずはその申請主義で申請をしなければいけないと。それらの煩わしさとかそんなところを少しでも排除して行くような方法にこれからすべきだという風に思っているのですけども、たまたまマイナンバー制度がそういった形であるのであればしっかりとあなたは対象ですからと渡されるくらいの、これがもっと大きな金額なら申請をしてということもあるのでしょうかけれども金額的に1万円というお小遣い程度のもの、個によっては助かるというところもあるかもしれないけども、しかしその手続き上だといろいろ難しくてハードルが手続きのハードルが高いことで面倒くさいから申請しないという方も多い分、中にはいるだろうと思うのですね。それをやっぱり制度としてある以上はそれらをやっぱりしっかりと多くの人に本来のこの事業を受けていただくためにしっかりと仕組みというのには必要だという風に思うのですけどもどうお考えになりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 今のぬくもり助成の関係で情報を提供する側、いわゆる税情報の関係ということで私の方から答弁させて頂きたいという風に思ってございます。いま進められているマイナンバー制度につきましては、例えば今、国の基準、法律であるとかそういうものに基づいて情報を提供する、例えば生活保護であるとか障害の関係であるとかそういうものについては特段現行法令の中でマイナンバー制度が整理されてもスムーズに税情報を提供できるという様な状況になりますけども先程お話もありました1つの例としてぬくもり助成であるとか町内で様々な税情報が必要だというようなことも今後考えられる部分がございます。それについては条例の中でこういうことを提供していくということを今後きちんと唱いながらそういうものを進めていくということになりますのでご承知頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようでございますのでこれにて質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第6号）を採決致します。

議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第48号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第49号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。

質疑を行います。特段、質疑がなければ終了致します。

これから討論を行いますが討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号について採決を行います。議案第49号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第49号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第50号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。

質疑を行います。特段、質疑がなければ終了致します。

討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号について採決を行います。議案第50号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第50号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第51号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑がなければ終了致します。

討論を行いますが討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号について採決を行います。議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第51号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決しました。

◎ 日程第14 同意第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 同意第4号 美深町監査委員の選任について同意を求める件を議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第4号 監査委員の選任について提案説明を申し上げます。

現在、代表監査委員を務めていただいている岡崎三郎氏から、この9月30日をもって退職したい旨の退職願が提出されました。任期満了まで努めて頂きたいのが山々でありますけれども、理由として体調を理由とした願い出でありますのでいたしかたなく承認をしたいという風に考えているわけであります。ご案内のように岡崎氏は平成10年に就任して以来、17年以上の長きにわたって公正かつ効率的な会計事務についてご指導を賜っていました。改めて岡崎さんに感謝を申し上げたいという風に思っております。そこで後任の監査委員でありますけれども、現在、教育委員を務めております水本守さんを選任致したいと考えております。水本さんは平成19年5月23日から教育委員を務められておりますがこの9月末をもって3期目の任期が終了致します。したがいまして、新しく監査委員の選任を致します水本さんについては10月1日の選任となるわけであります。水本さんは昭和28年7月30日美深町生まれて現在62歳でございます。昭和52年に工学院大学電気工学科を卒業されると同時に株式会社水本電気商会に入社されており平成4年からは同社の代表取締役として活躍されております。今現在、美深町商工会副会長、観光協会副会長、商工業協同組合理事長そして各種の行政委員を務められているわけであります。幅広く活躍されて信望も厚い方であります。今日の地方公共団体を取り巻く厳しい

行財政環境そして新たな公会計制度が本格化する中にあって企業経営者としての経営感覚と長年にわたる行政委員の経験を生かされて今後ご活躍を頂きたいものだとこのように期待をするものであります。満了の同意をお願いしたく提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 本件について質疑があれば発言願います。なければ質疑を終了致します。

討論を省略し、これから同意第4号 美深町監査委員の選任について同意を求める件の採決を致します。この採決は起立を持って行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って同意第4号 美深町監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決しました。

◎ 日程第15 同意第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

ただ今、監査委員として同意を頂いた水本さんがこの9月30日をもって教育委員の満期を迎えるわけであります。その後任といたしまして坂井弘明氏を任命いたたく同意を求めるものであります。酒井さんは昭和43年1月2日美深町生まれで現在47歳であります。昭和61年に旭川工業高校卒業後、北海道自動車短大において家業である自動車整備を学ばれ、その後、平成9年まで札幌市内の大手自動車会社に努められ自動車修理・整備の技術や経営を習得され平成9年に株式会社坂井モータースに入社し平成21年4月から代表取締役社長として会社を経営しております。同時に旭川方面の自動車関連の役職も努められ美深商工会におきましても工業部会の副会長や商工青年部長を務められているわけであります。次の美深町を担う世代として自社の経営に非常に努力されるとともに現在小学生・中学生・専門学校生の3人の親としてPTA活動等にも積極的に取り組まれてゐるわけでもあります。教育行政において保護者の視点は非常に重要でありますし、美深地区犯罪被害者支援連絡協議会の副会長や美深町自治体育成支援行動計画協議会の委員として本町の政策や課題について貴重な意見・提言をいただくななど行政全般にわたっての見識もお持ちになっており、教育委員としての適任者であると判断を致しているところであ

ります。満場のご同意を頂きたくお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 本件について質疑があれば発言願います。なければ終了致します。

討論を省略しこれから同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決致します。この採決は起立を持って行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することと決しました。

ここで資料配布のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○議長（倉兼政彦君） 会議を再開致します。

◎ 日程第16 意見書案第6号

○議長（倉兼政彦君） 日程第16 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を議題と致します。本件の提出者は小口君。賛成者は藤原君、岩崎君、長岐君、荒川君の各議員です。この際、提出者的小口君から本件について趣旨の説明をお願い致します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。

提出者、私、小口。賛成者、藤原、岩崎、長岐、荒川の各議員です。

意見書案は次ページの朗読をもってかえさせて頂きます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与して來た。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素吸収・固定する森林・

木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、わが国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、様々な取り組みを支援したところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項実現するよう強く要望する。

記

1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収元源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2 森林の多面的機能を持続的に發揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用算定を図るため、公共事業である森林整備事業及び地産事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、観光大臣、復興大臣以上です。皆さんの各議員のご賛同を賜りますようよろしくお願致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。別段なければ終了致します。

討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について採決致します。

意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は原案のとおり可決し意見書を提出することと決定致しました。

◎ 日程第17 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議員派遣の件を議題と致します。

お諮りを致します。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議員派遣の件は承認と決しました。

◎ 日程第18 承認第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につき閉会中の事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますがこのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決しました。

これで本定例会に付議されました案件の一切が終了致しましたので会議を閉じます。

これで平成27年第3回美深町議会定例会を閉会と致します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 齊藤和信

署名議員 南和博

